

令和2年度第2回 海老名市住宅政策審議会

議 題

- 住宅政策の方向性について —

1. 住宅マスタープランとは (P2-10)
2. 人口・世帯の現状 (P11-23)
3. 住宅の現状 (P24-38)
4. まちづくりの現状 (P39-45)
5. 課題・目標の設定 (P46-53)

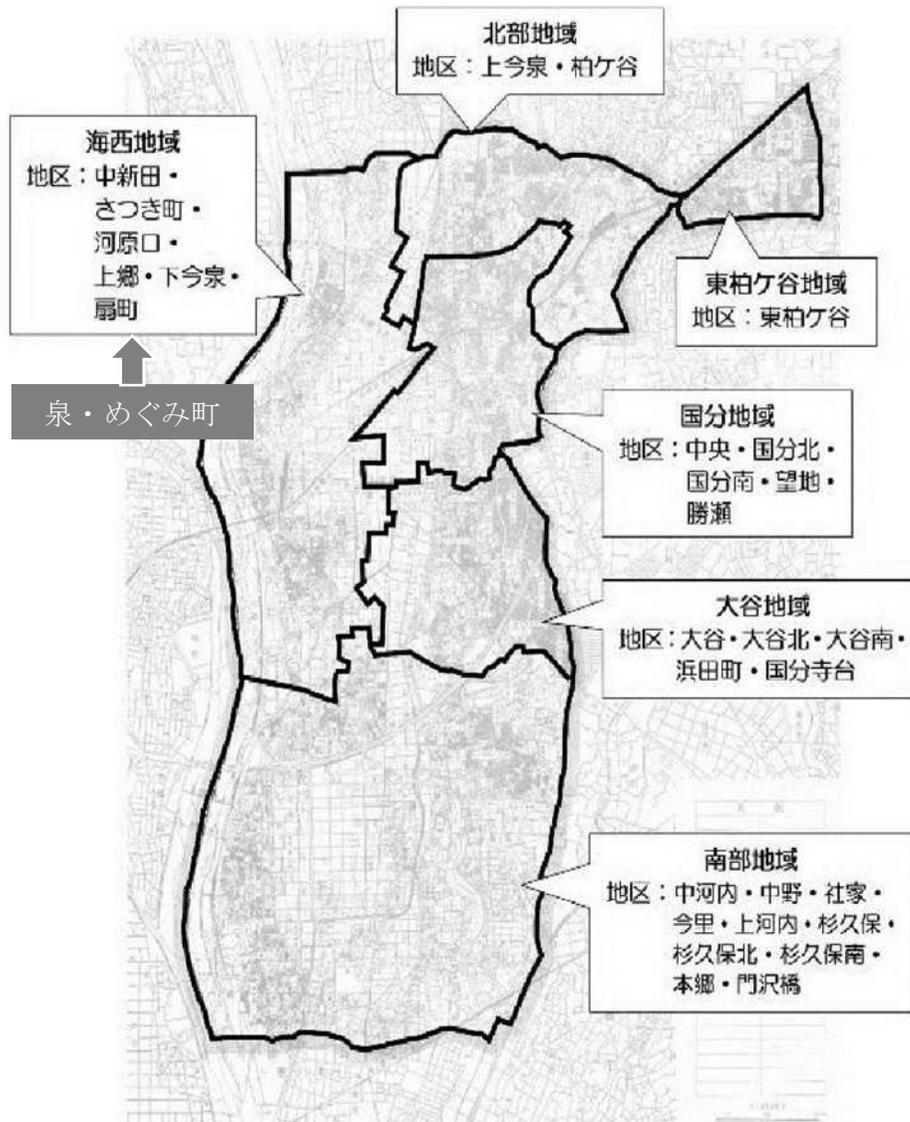
1. 住宅マスタープランとは

(1) 計画の概要

- 住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、住生活を巡る地域の特性に応じた課題を設定し、施策の方向性を提示した計画のことです。
- 計画名を「住宅マスタープラン（仮称）」とします。
- 海老名市が策定する計画については、国や県の住生活基本計画の課題等を参考に、地域ごとの現状・課題を分析しながら計画を策定してまいります。

1. 住宅マスタープランとは

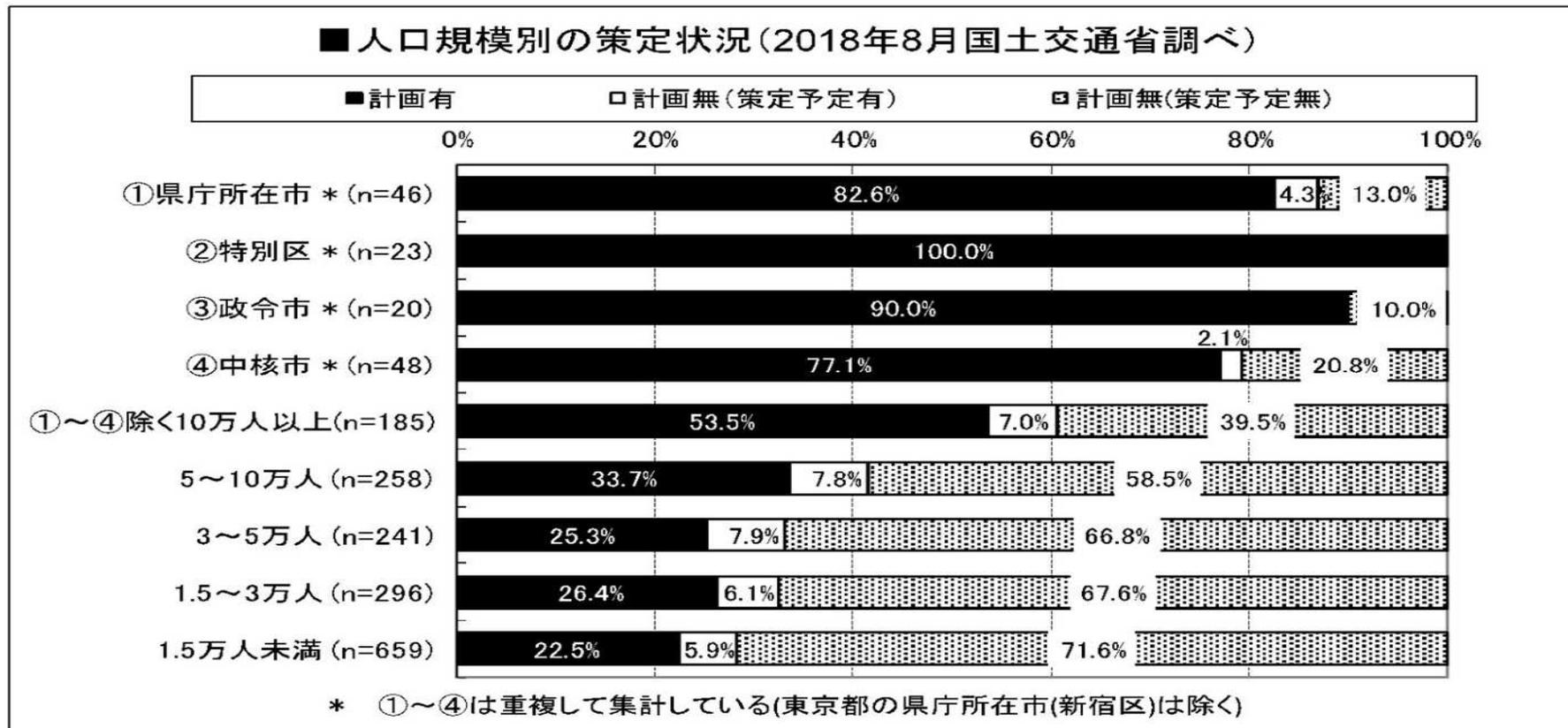
(2) 地域の捉え方



- 海老名市人口ビジョンや立地適正化計画で設定している6つの地域を基に分析をしていきます。
- 海老名市人口ビジョンが策定された後の2017（平成29）年2月にできた泉地区とめぐみ町地区については、海西地域に含めます。

1. 住宅マスタープランとは

(3) 市町村住生活基本計画の策定状況



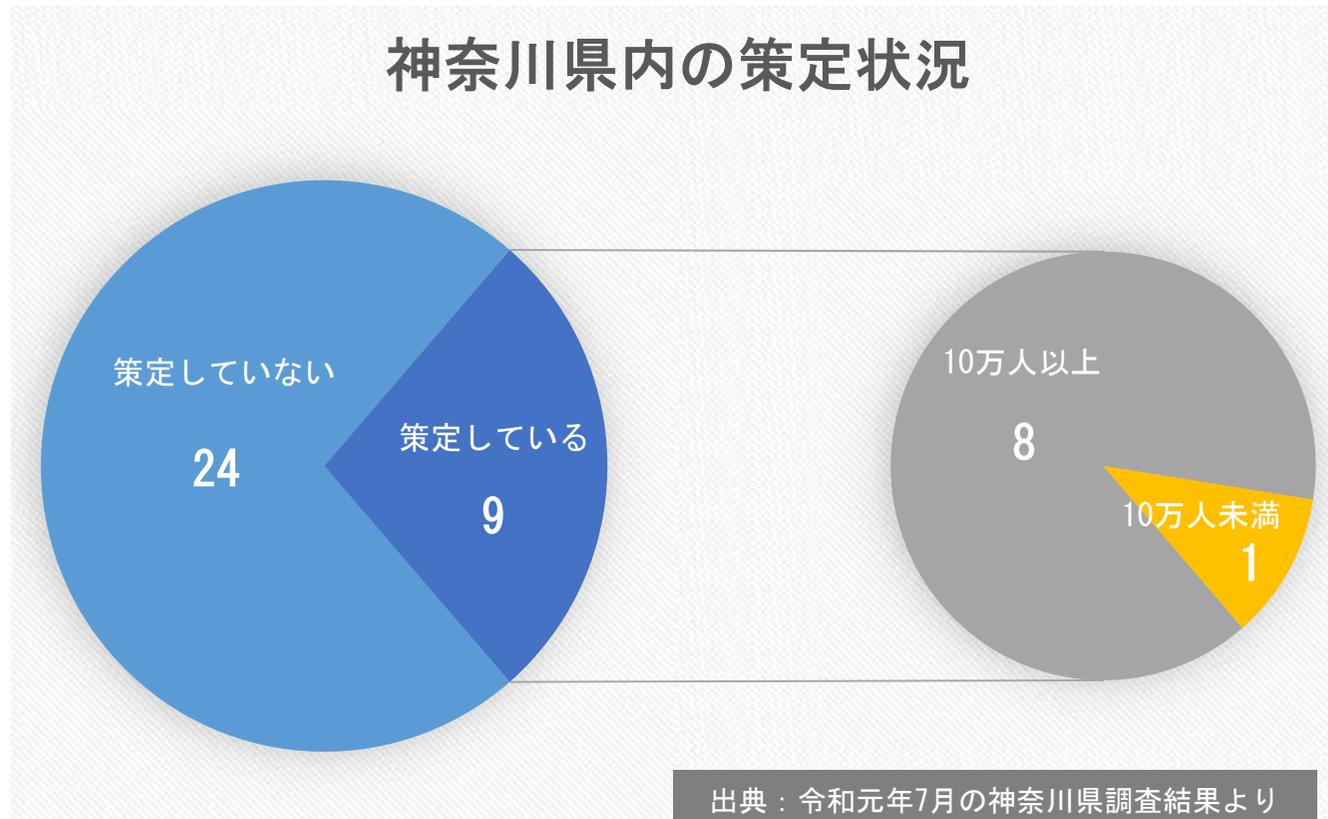
出典：「市町村住生活基本計画の手引き」より

- 全国の約3割の市町村が計画を策定し、人口10万人以上の都市に限定すると、64.5%が策定しています。

1. 住宅マスタープランとは

(4) 神奈川県内の策定状況

- 神奈川県内の市町村の策定状況については、全体の約3割が計画を策定しています。

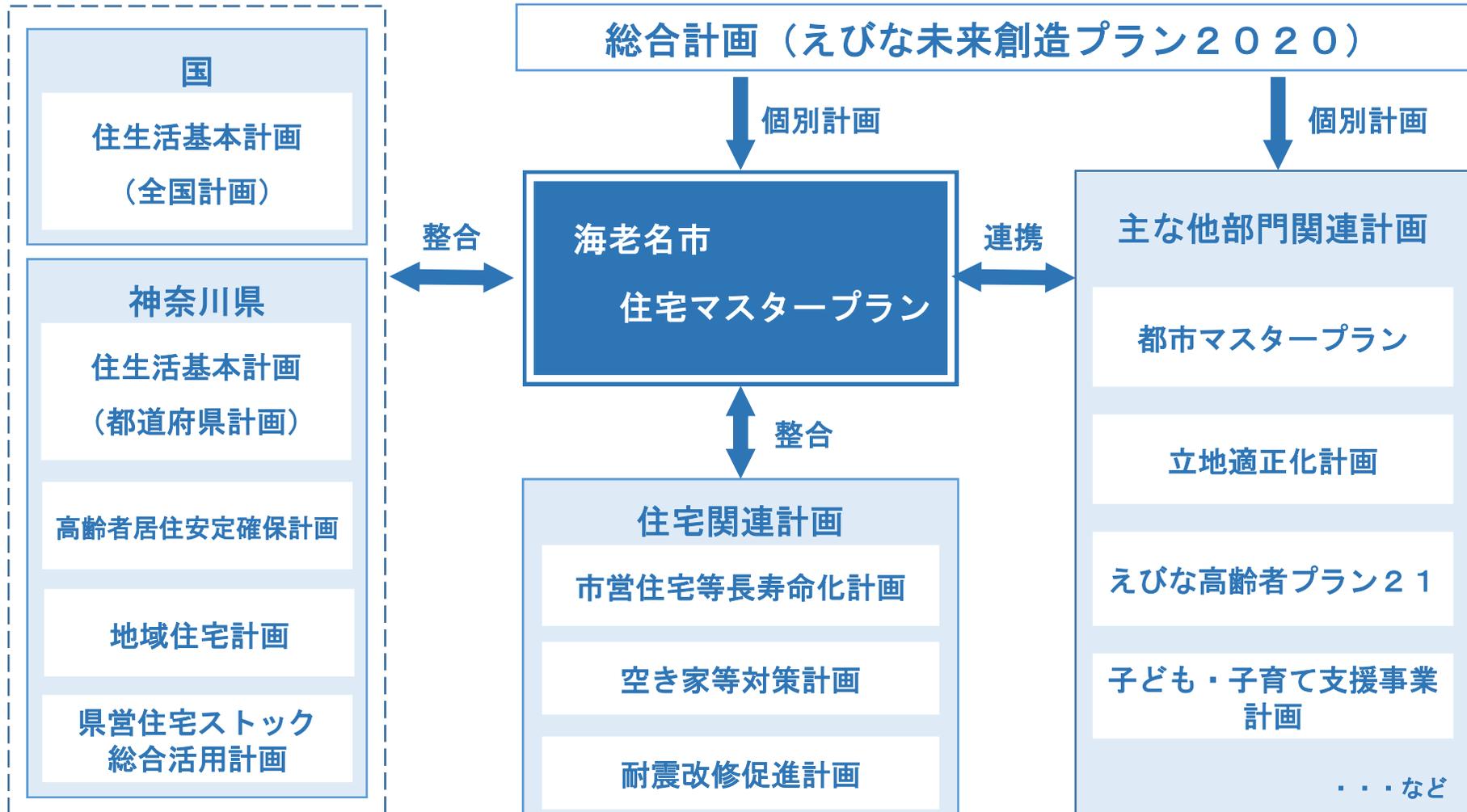


1. 住宅マスタープランとは

(5) 計画の位置づけ

(国・県)

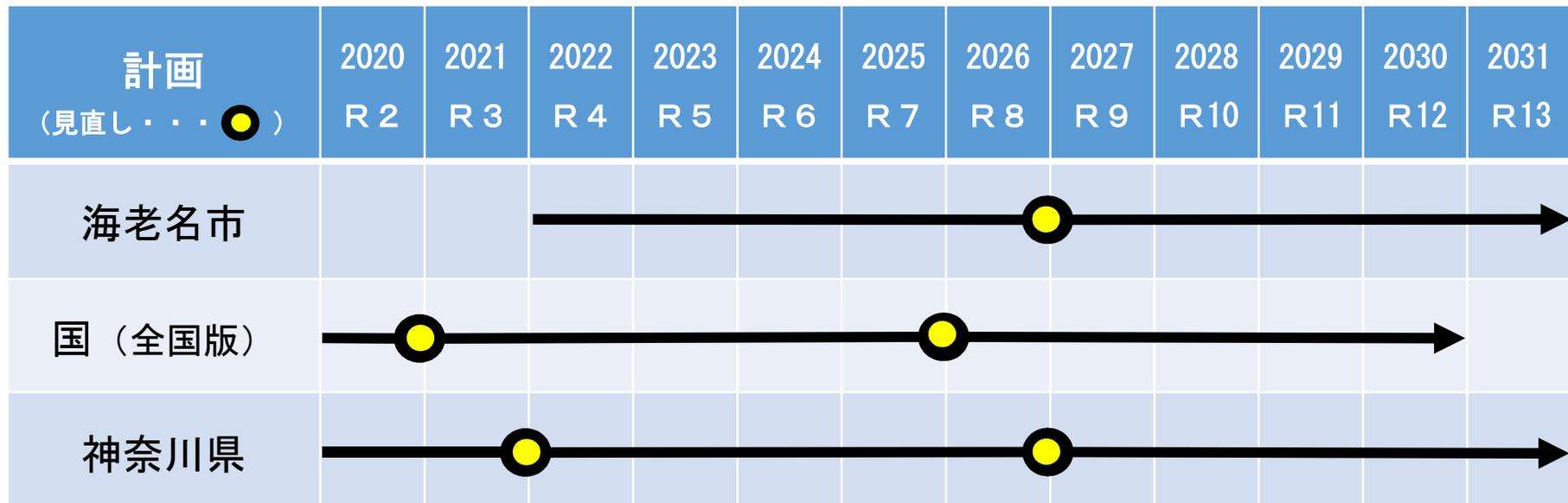
(市の計画)



1. 住宅マスタープランとは

(6) 計画期間

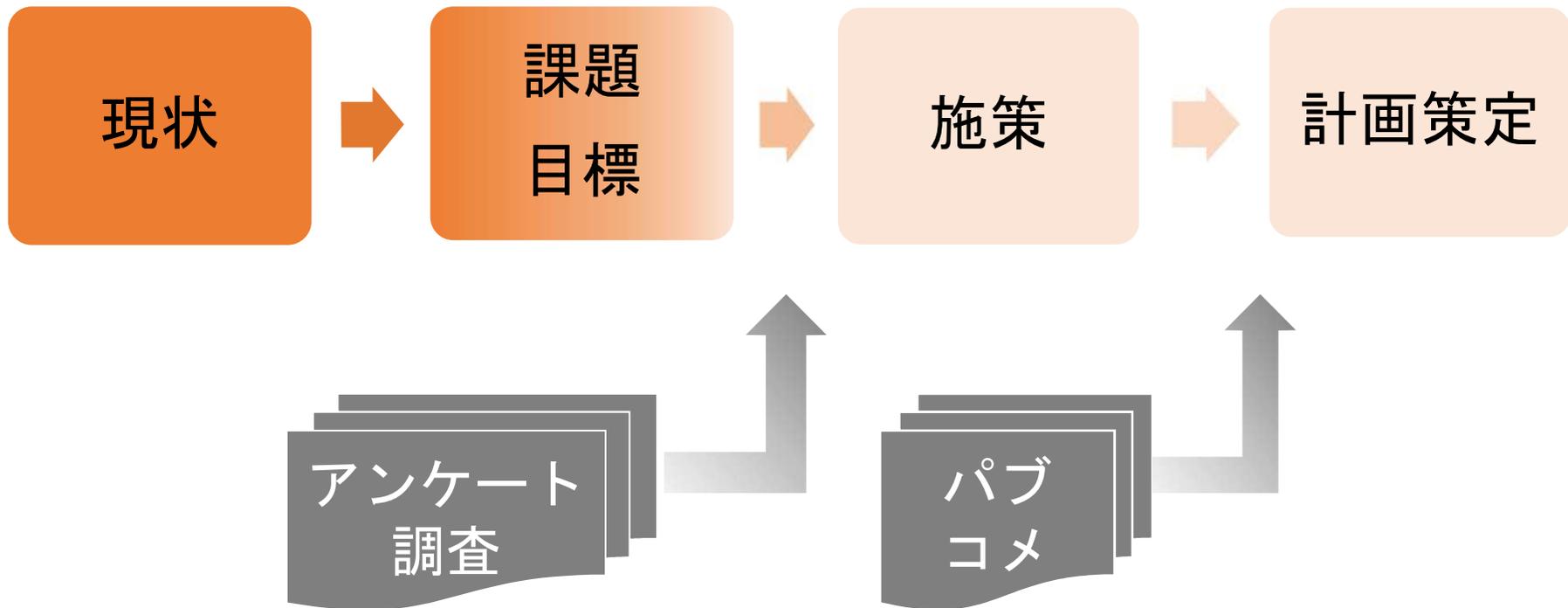
- 2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行います。



1. 住宅マスタープランとは

(7) 計画の策定方針

- 現状を把握し、課題・目標を設定します。
- 目標を推進する施策を検討し、計画を策定します。



1. 住宅マスタープランとは

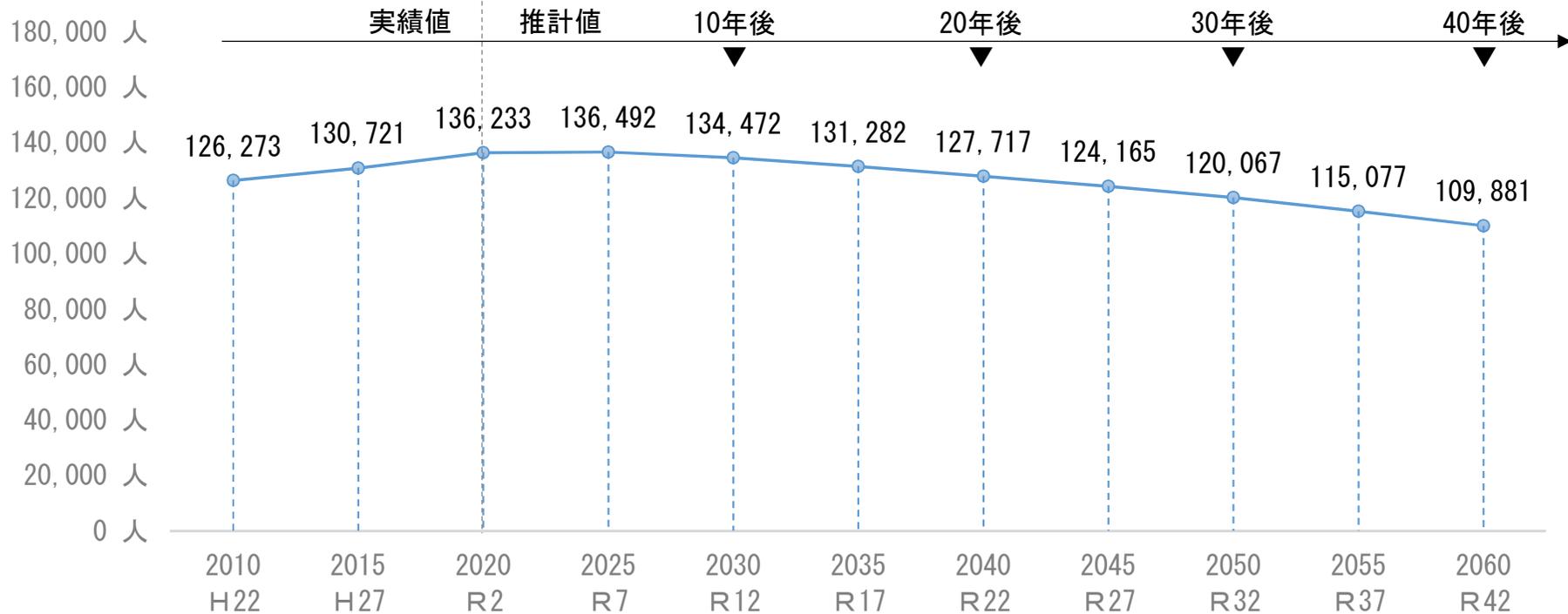
(8) 市民アンケート調査

- 住宅マスタープランを策定していくうえでの基礎資料として、住まいや住環境に関するアンケートを実施します。
- 20歳以上の市民から無作為に3,000人を抽出して、無記名で回答していただきます。
- 調査結果について、各設問ごとの単純集計と、設問ごとを組み合わせたクロス集計によって分析します。

1. 住宅マスタープランとは (P2-10)
- 2. 人口・世帯の現状 (P11-23)**
3. 住宅の現状 (P24-38)
4. まちづくりの現状 (P39-45)
5. 課題・目標の設定 (P46-53)

2. 人口・世帯の現状

(1) 海老名市の人口の推移

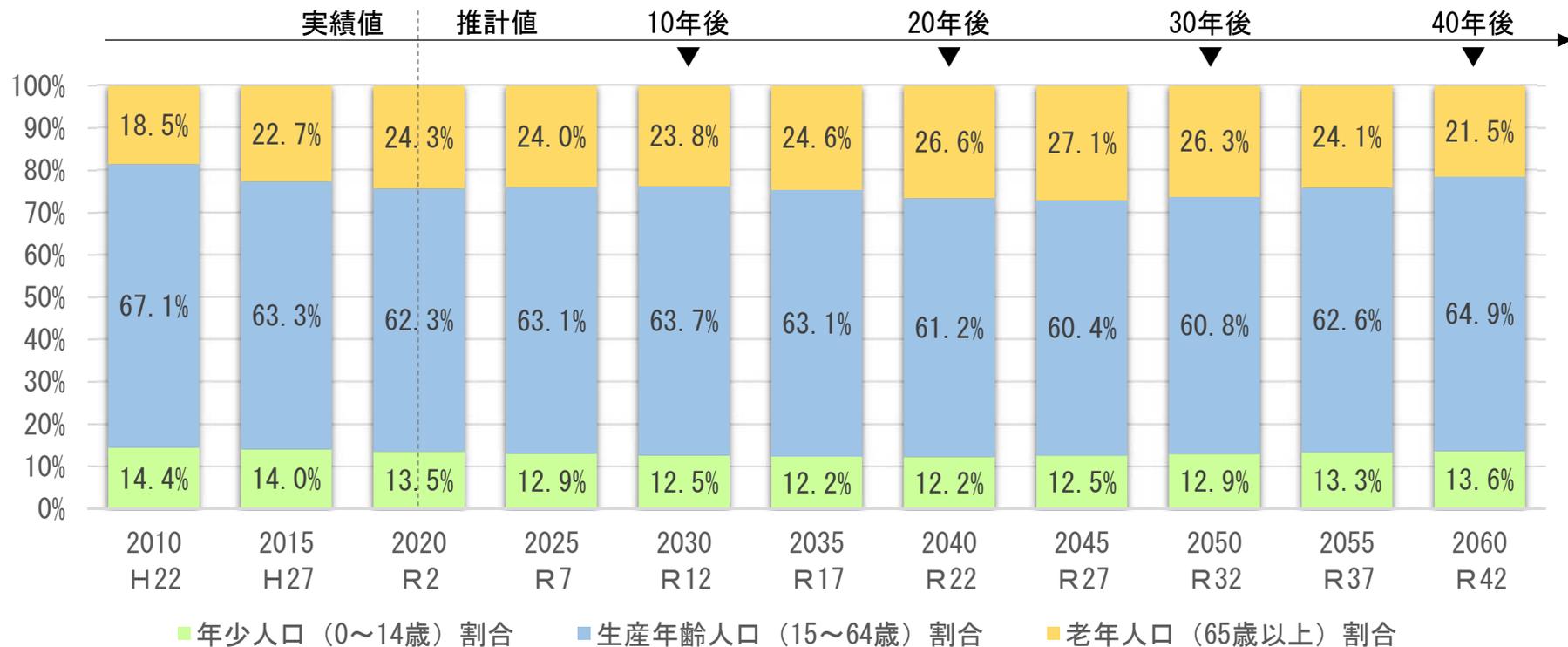


出典：海老名市人口ビジョン

- 人口は増加傾向ですが、2025（令和7）年をピークに減少していく見込みです。

2. 人口・世帯の現状

(2) 年齢区分別の人口構成比の推移



出典：海老名市人口ビジョン

- 65歳以上の割合が今後20年間程度は増加傾向にあります。その間、年少人口の割合は変化が少なく、生産年齢人口が減少していく見込みです。

2. 人口・世帯の現状

(3) 年齢区分別の人口構成比の神奈川県及び近隣市との比較

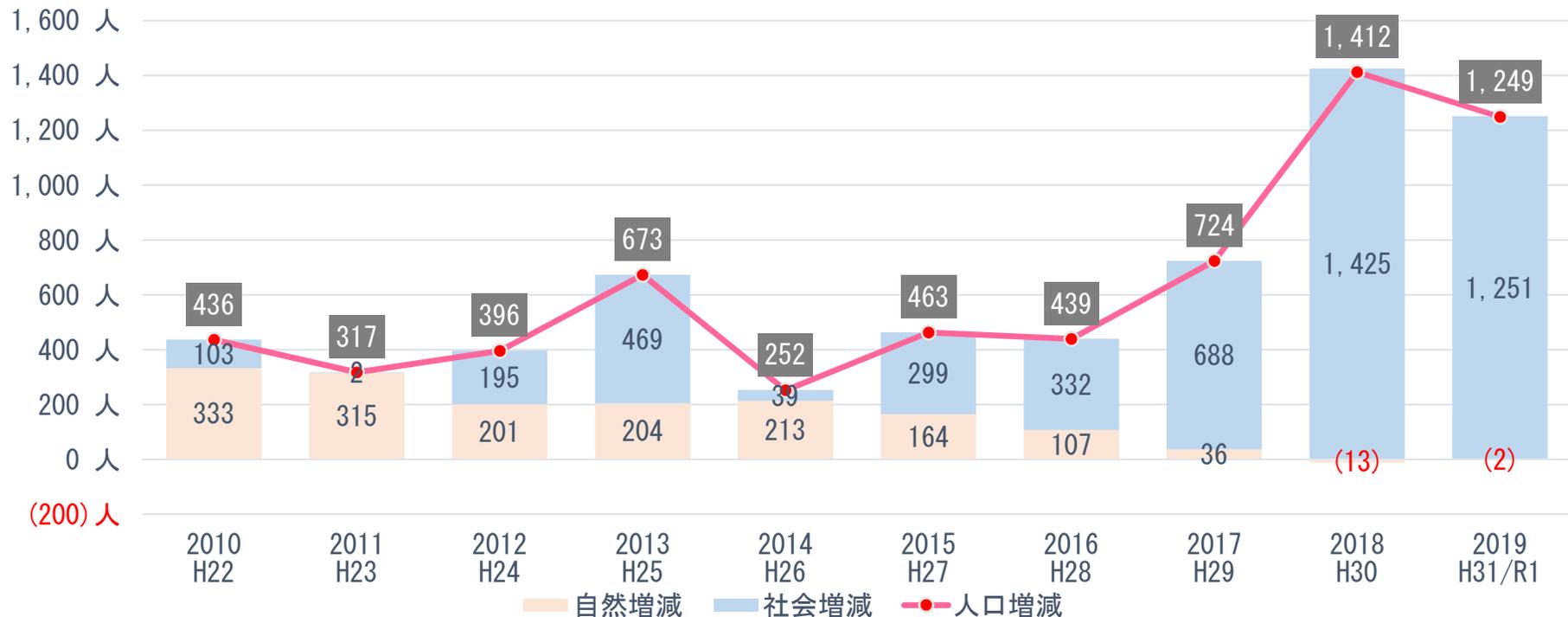


出典：平成27年 国勢調査

- 年少人口は県内で2番目に高い割合となっている一方、生産年齢人口は2番目に低い割合となっています。老年人口は4番目に高い割合となっています。

2. 人口・世帯の現状

(4) 自然増減と社会増減からみる海老名市の人口増減の状況

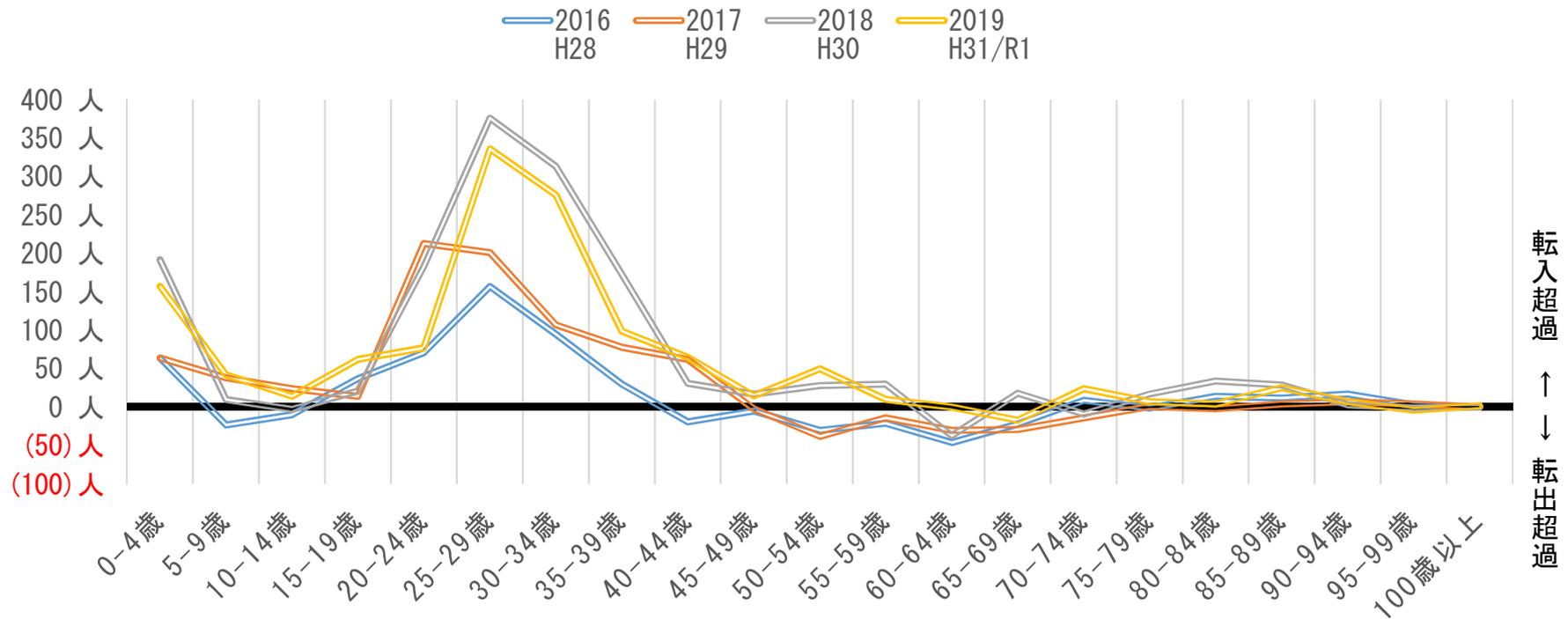


出典：神奈川県年齢別人口統計調査

- 自然増減は自然減の傾向となっており、2018（平成30）年からマイナスに転じています。社会増減は泉地区のマンション開発の影響から社会増となっています。

2. 人口・世帯の現状

(5) 社会増減からみる海老名市の年齢別転出入の推移

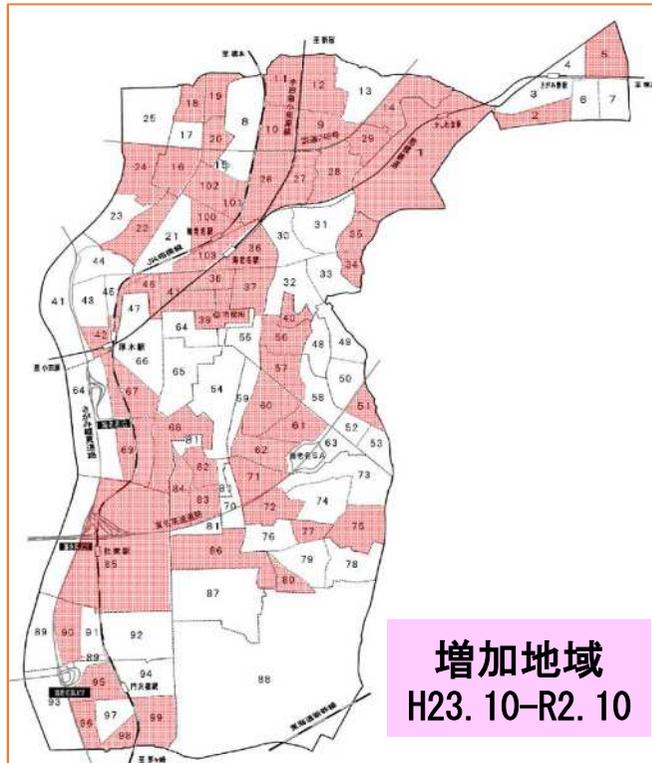


出典：神奈川県年齢別人口統計調査

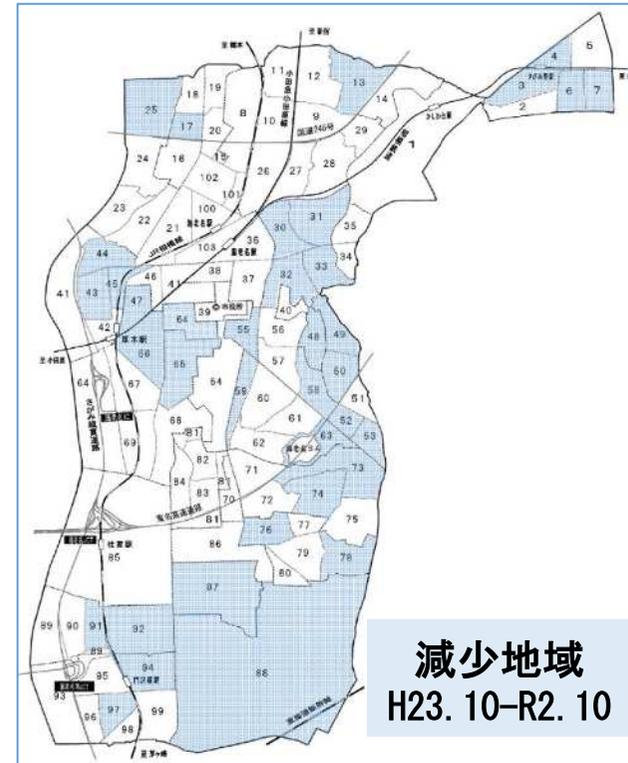
- 20歳代から40歳代までが転入超過の傾向となっています。経年比較して変化が見られるのは主に0歳から40歳代までで、50歳代以降は社会増減の差が少ないです。

2. 人口・世帯の現状

(6) 字別の人口増減(10年前比較)



出典：統計えびなを基に作成

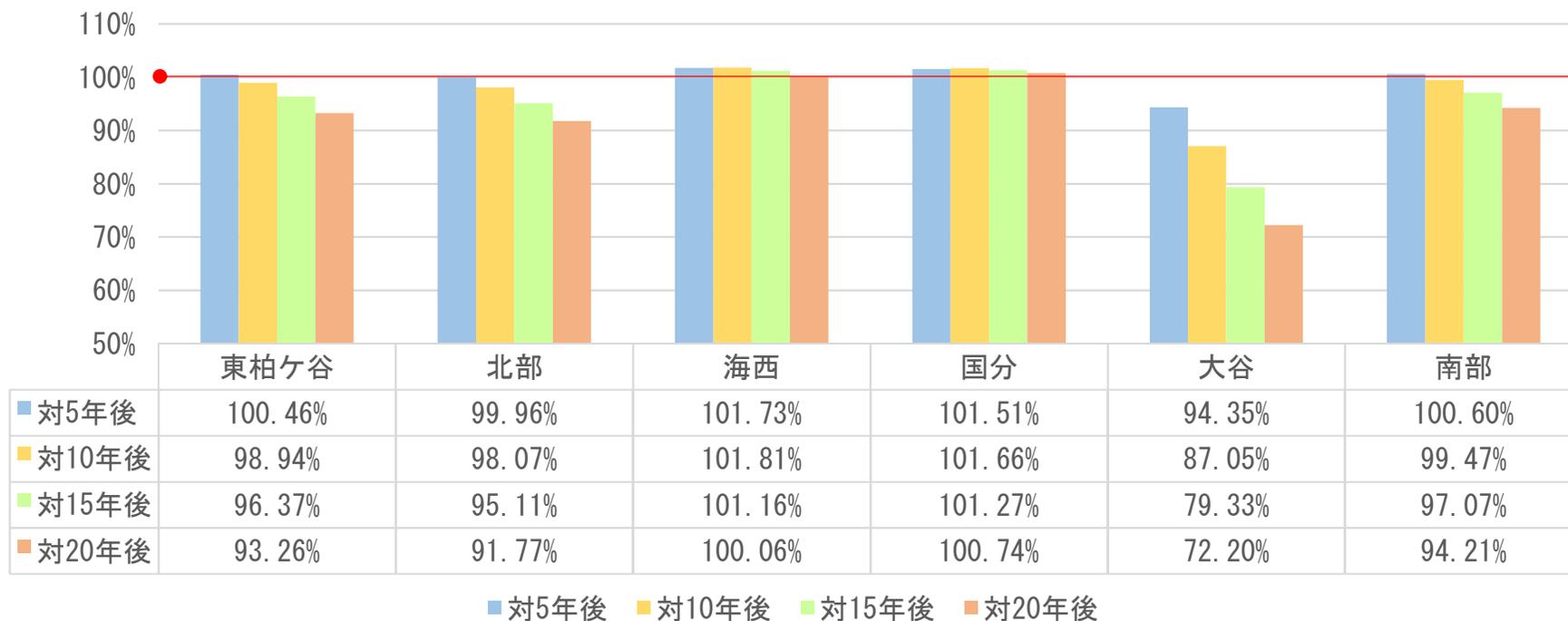


出典：統計えびなを基に作成

- 市内全体の人口は増加している一方、上今泉五丁目や杉久保地区などの既成市街化区域で減少が見られます。

2. 人口・世帯の現状

(7) 令和2年の人口と比較した地域別人口増減割合の推移



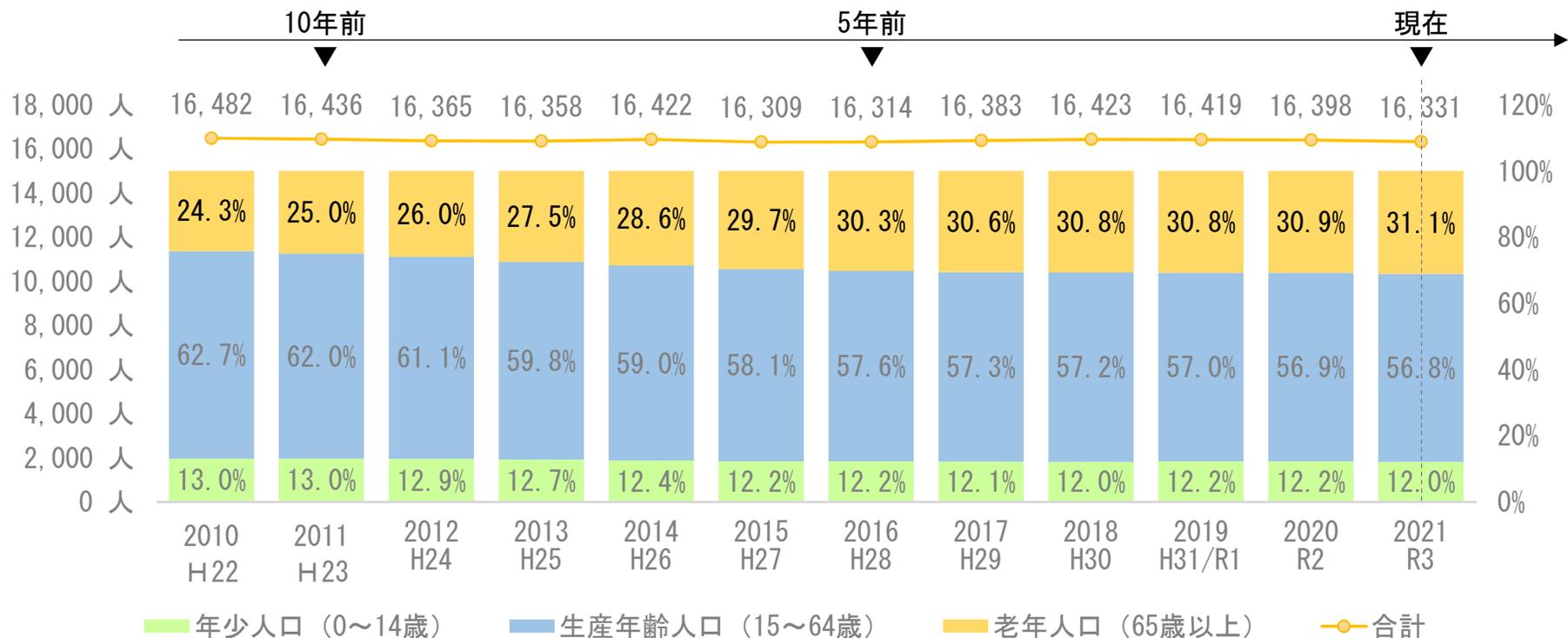
※ 令和2年の人口を100%としたときの増減の割合を示しています。

出典：海老名市人口ビジョン

- 海西地域と国分地域は、現在よりも20年後の人口が多い見込みです。一方、その他の地域は、人口減少の傾向が見られますが、特に大谷地域の減少幅が大きいです。

2. 人口・世帯の現状

(8) 大谷地域の年齢区分別の人口構成比の推移

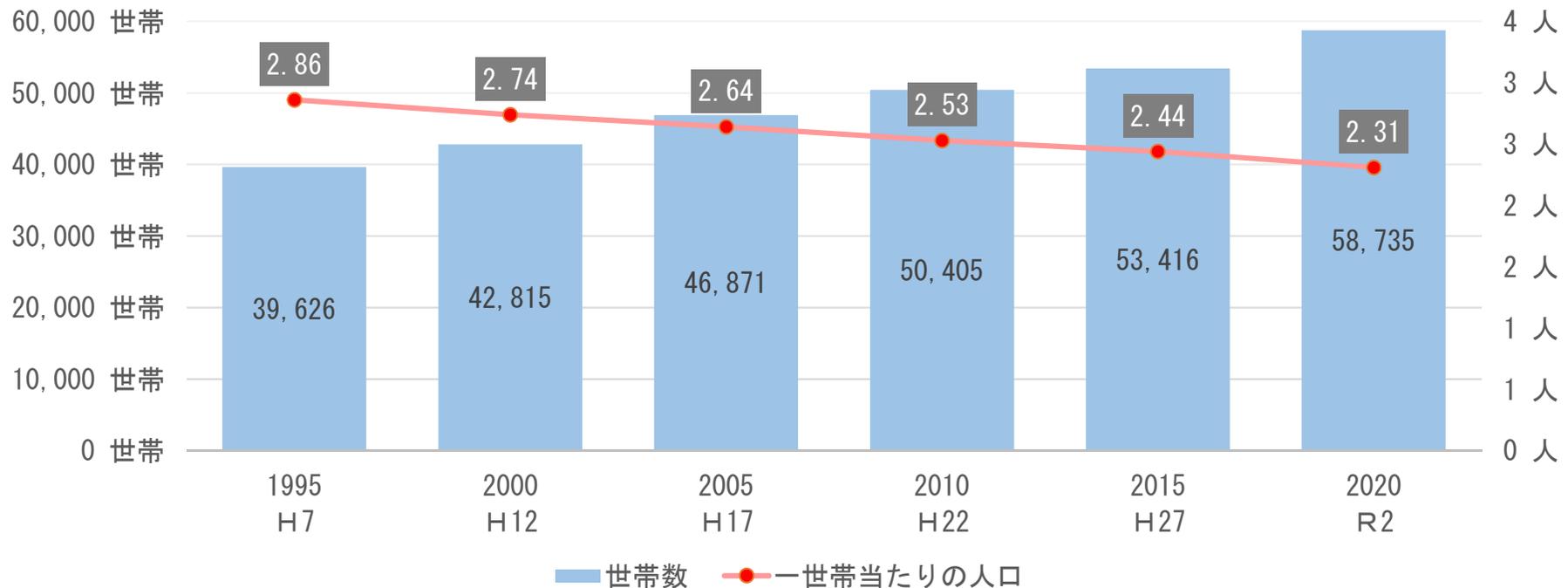


出典：統計えびな（1月1日時点）

- 老年人口の割合が増加傾向となっており、10年前に比べ約3割増加しています。年少人口はあまり変化が見られませんが、生産年齢人口の割合は減少傾向となっており、約1割減少しています。

2. 人口・世帯の現状

(9) 海老名市の世帯の推移

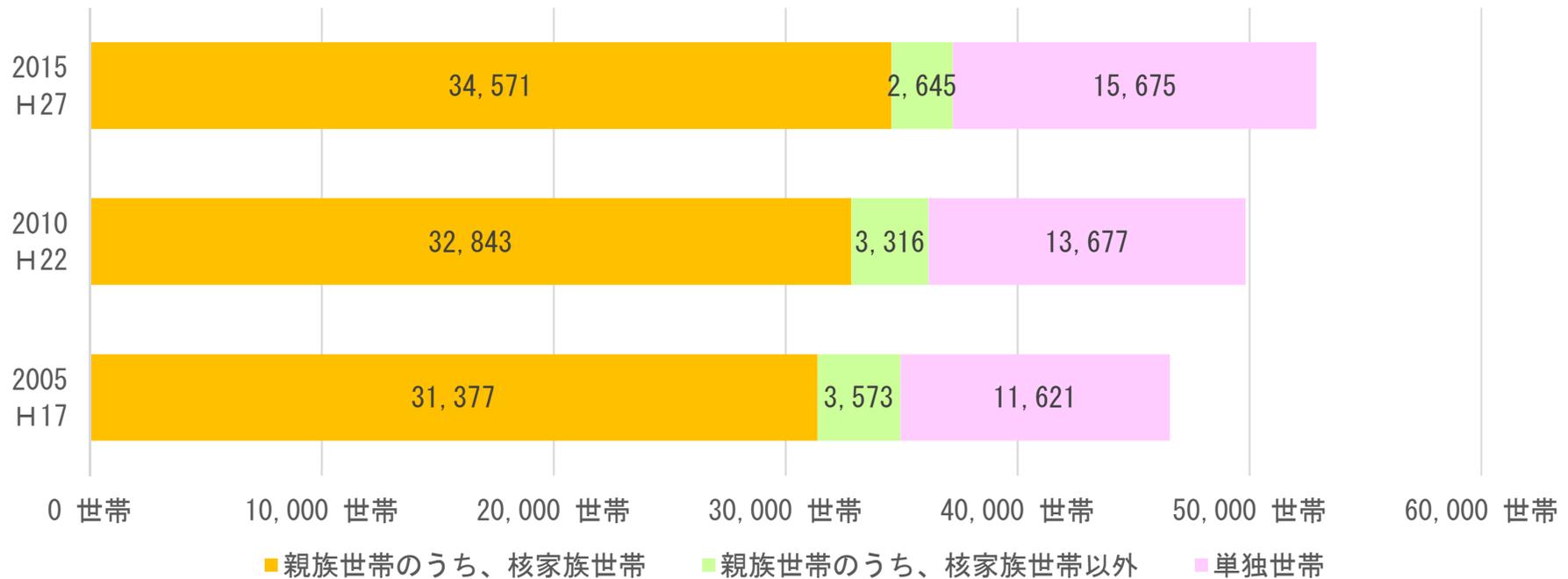


出典：平成27年までは国勢調査、令和2年は統計えびな

- 世帯数は増加している一方、一世帯当たりの人口は減少しており、世帯が小規模化されている傾向となっています。

2. 人口・世帯の現状

(10) 家族類型別の世帯数の推移



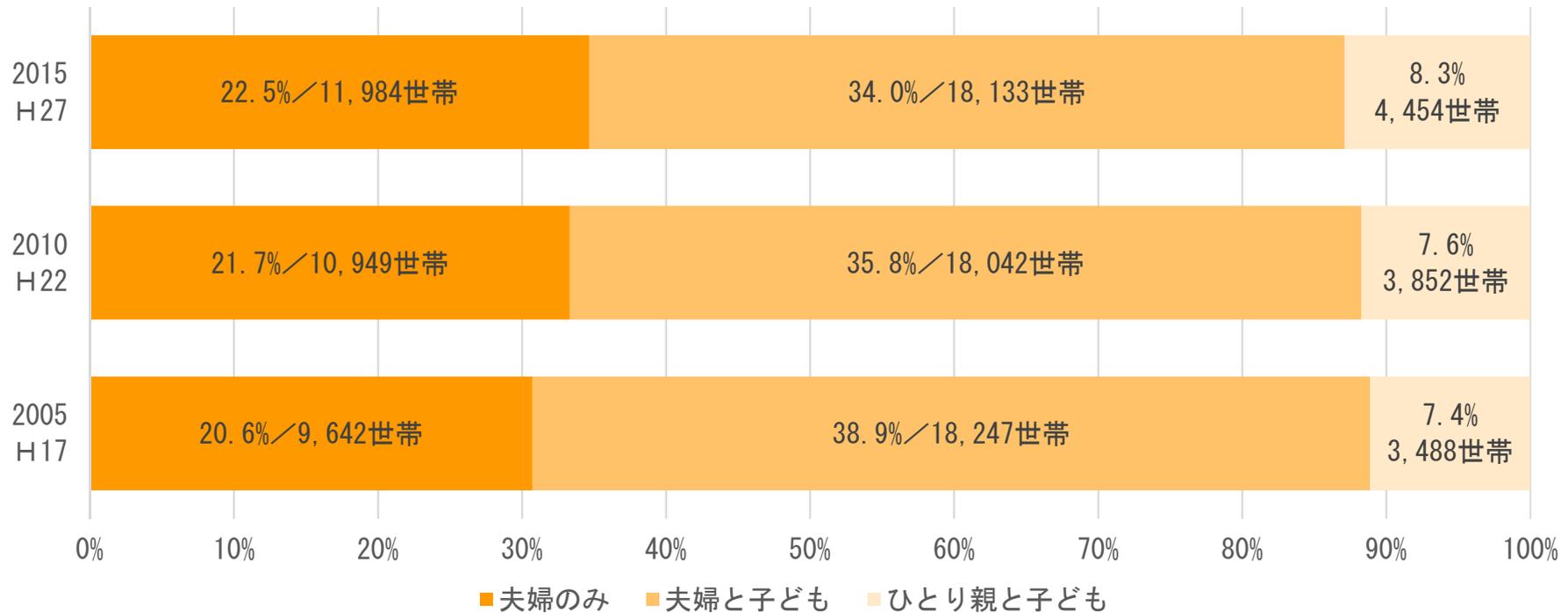
- ※ 親族のみの世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
- ※ 核家族世帯とは、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「ひとり親と子どもから成る世帯」の合計
- ※ 単独世帯とは、世帯人員が一人の世帯

出典：国勢調査

○ 核家族世帯と単独世帯は年々増加しており、親族世帯のうち、核家族世帯以外は減少傾向にあります。

2. 人口・世帯の現状

(11) 核家族世帯の構成比の推移

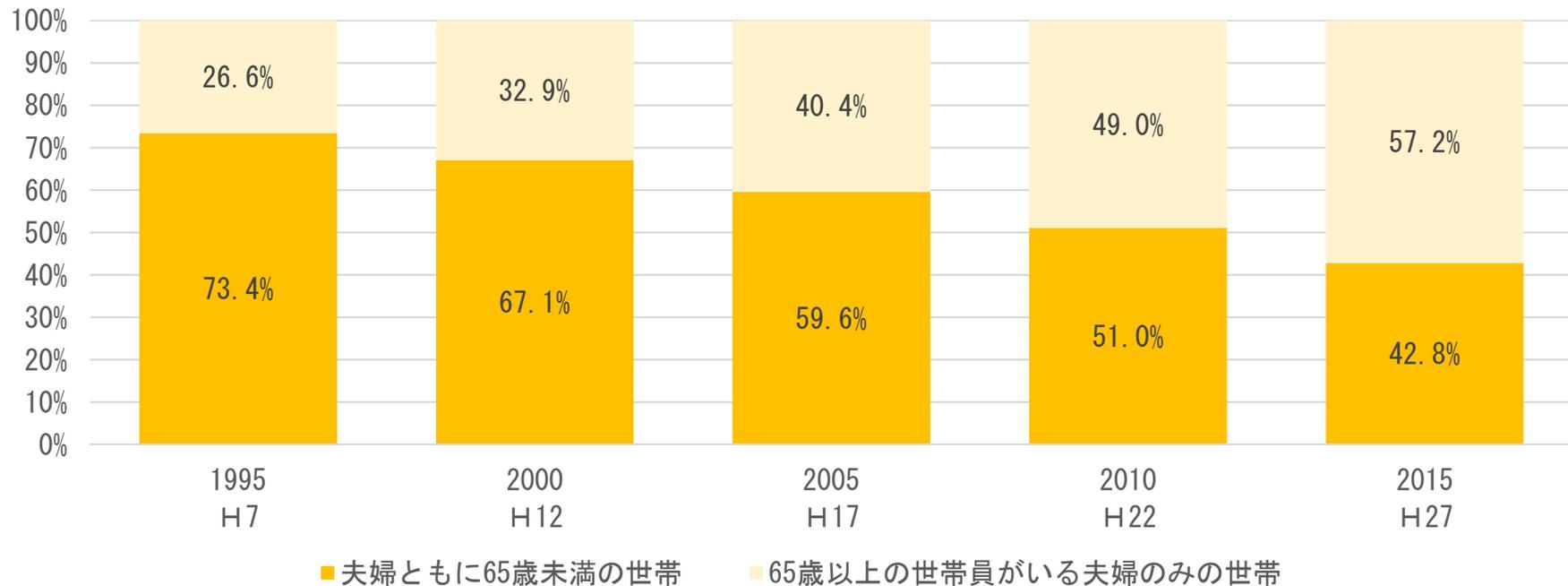


出典：国勢調査

- 夫婦と子ども世帯の割合が減少している一方、夫婦のみ世帯とひとり親と子ども世帯の割合が増加しています。

2. 人口・世帯の現状

(12) 年齢別の夫婦のみの世帯の推移



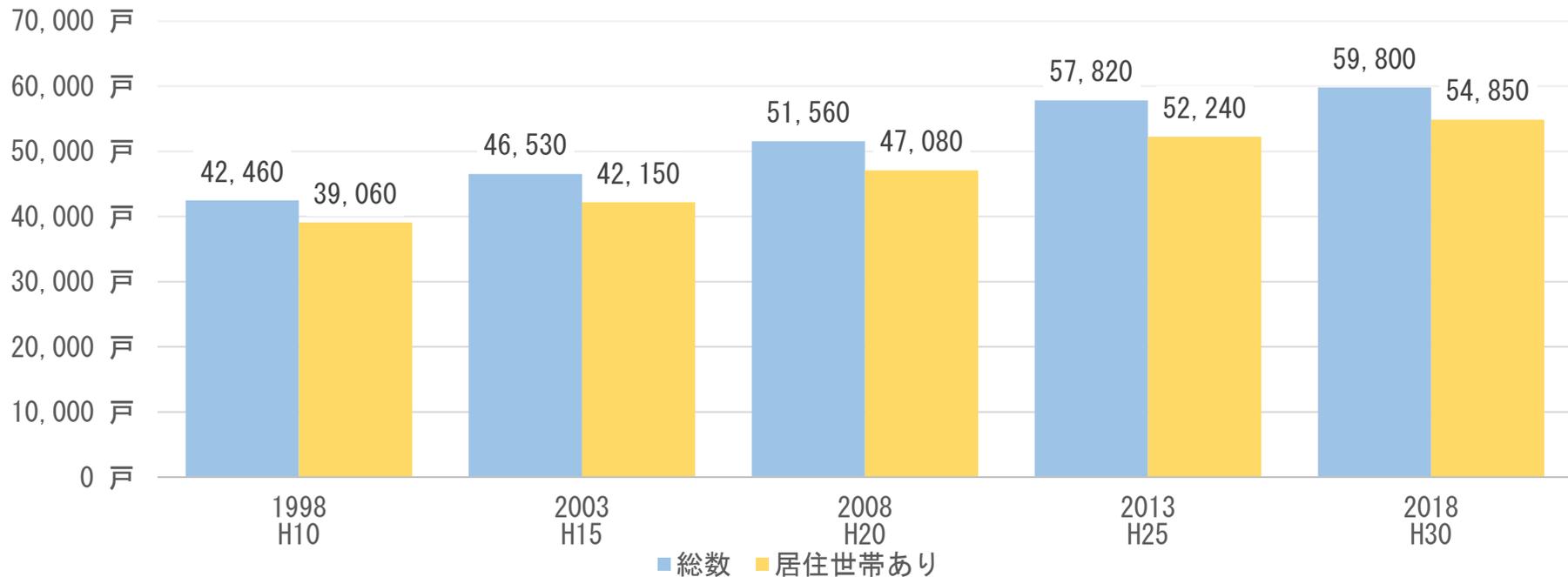
出典：国勢調査

- 65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は増加しており、直近の調査結果で初めて5割を超えています。

1. 住宅マスタープランとは (P2-10)
2. 人口・世帯の現状 (P11-23)
- 3. 住宅の現状 (P24-38)**
4. まちづくりの現状 (P39-45)
5. 課題・目標の設定 (P46-53)

3. 住宅の現状

(1) 海老名市の総住宅数と世帯数の推移

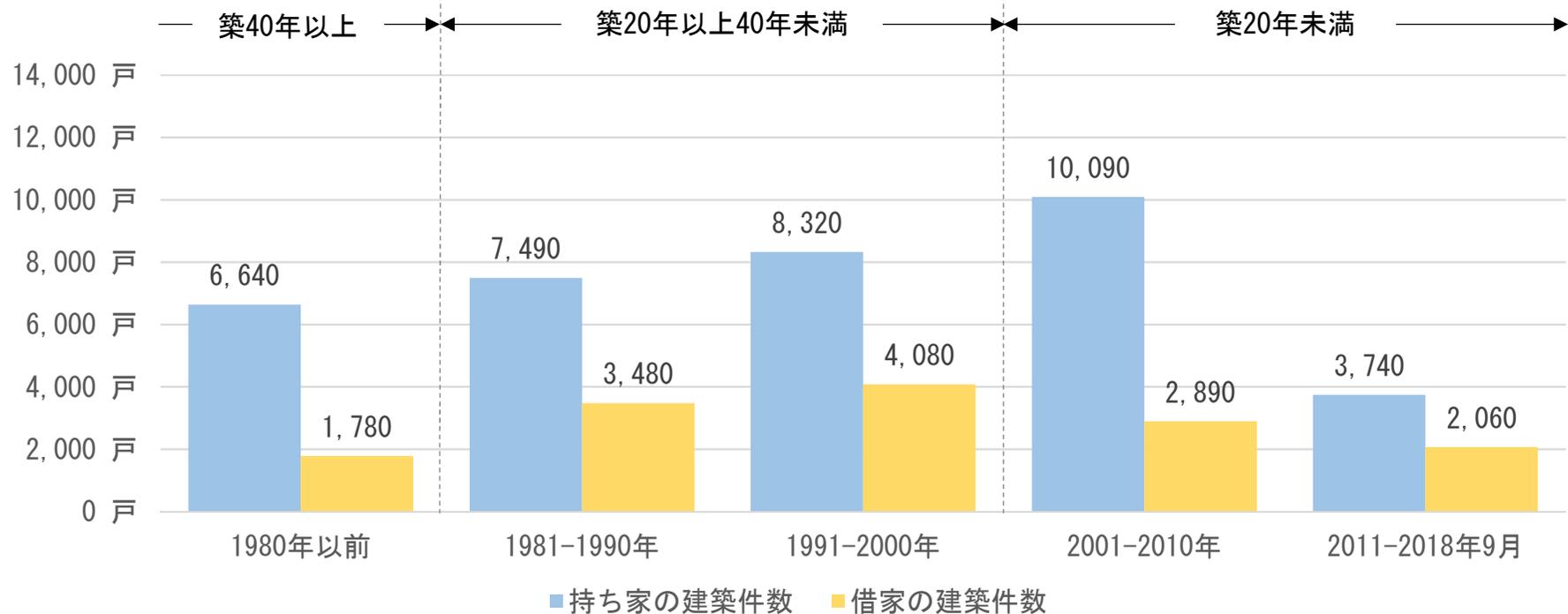


出典：住宅・土地統計調査

- 住宅の総数と居住世帯ありの住宅数については、人口の増加に比例して年々増加しています。

3. 住宅の現状

(2) 建築時期別の持ち家と借家の状況

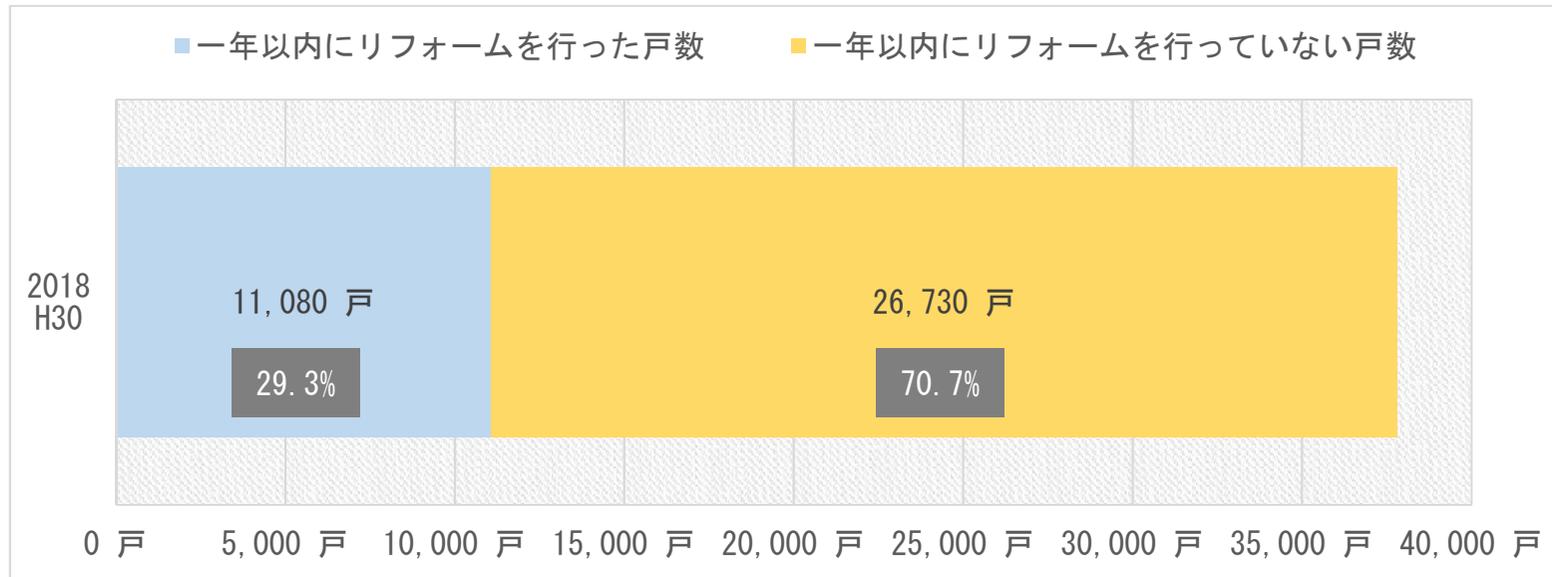


出典：平成30年 住宅・土地統計調査

- 持ち家全体に占める築40年以上の持ち家の割合は約2割となっています。借家全体に占める築40年以上の借家の割合は約1割となっています。

3. 住宅の現状

(3) 持ち家のリフォーム状況



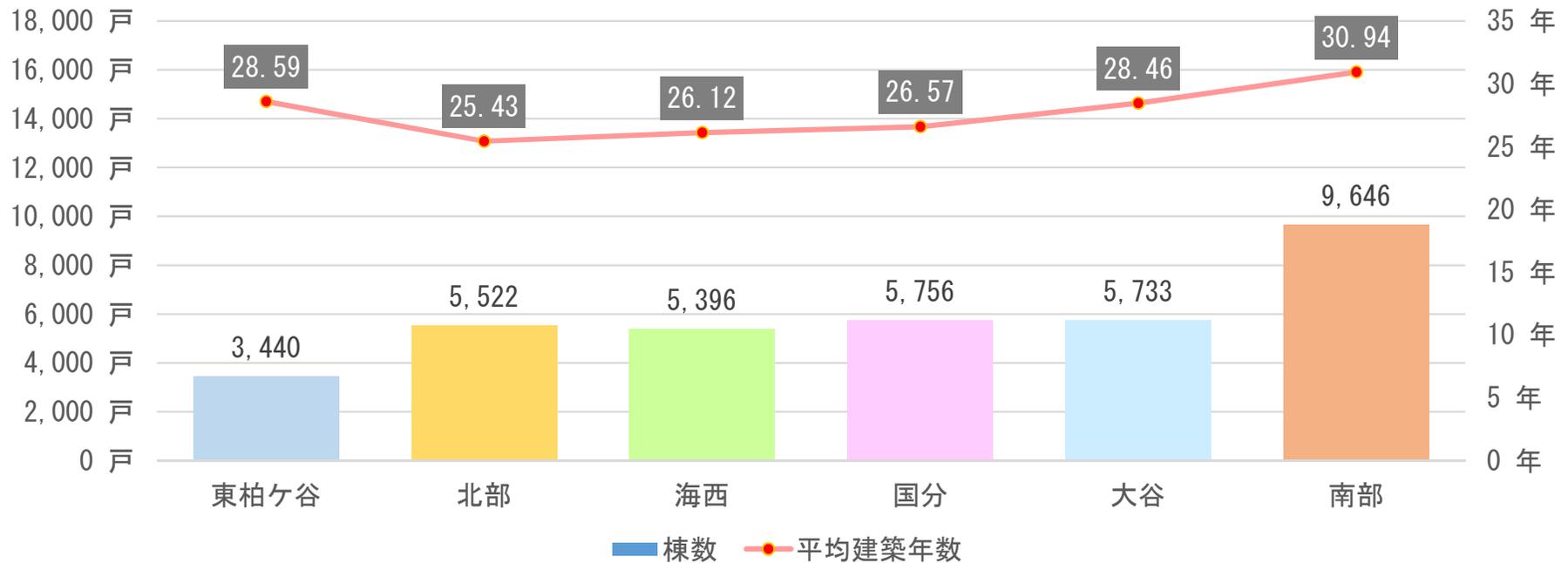
※ リフォームを行ったとは、「住宅の増改築や改修工事等をした」「高齢者等のための設備の工事をした」「住宅の耐震改修工事をした」のいずれかに該当する場合

出典：平成30年 住宅・土地統計調査

○ 1年以内にリフォームを行った持ち家は、約30%となっています。

3. 住宅の現状

(4) 地域別の住戸数と平均建築年数

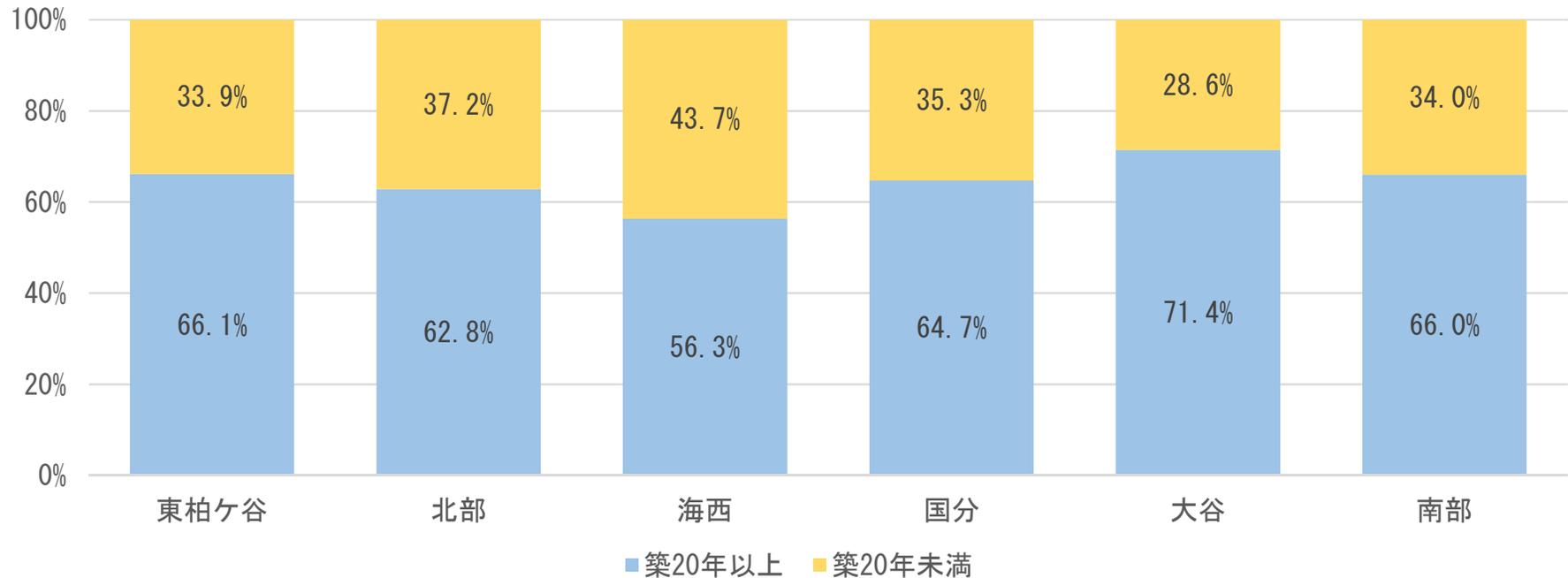


出典：海老名市住宅公園課調査（令和2年10月1日時点）

- 住戸数が多い南部地区の平均建築年数が、唯一30年を超えています。

3. 住宅の現状

(5) 地域別の建築時期の状況

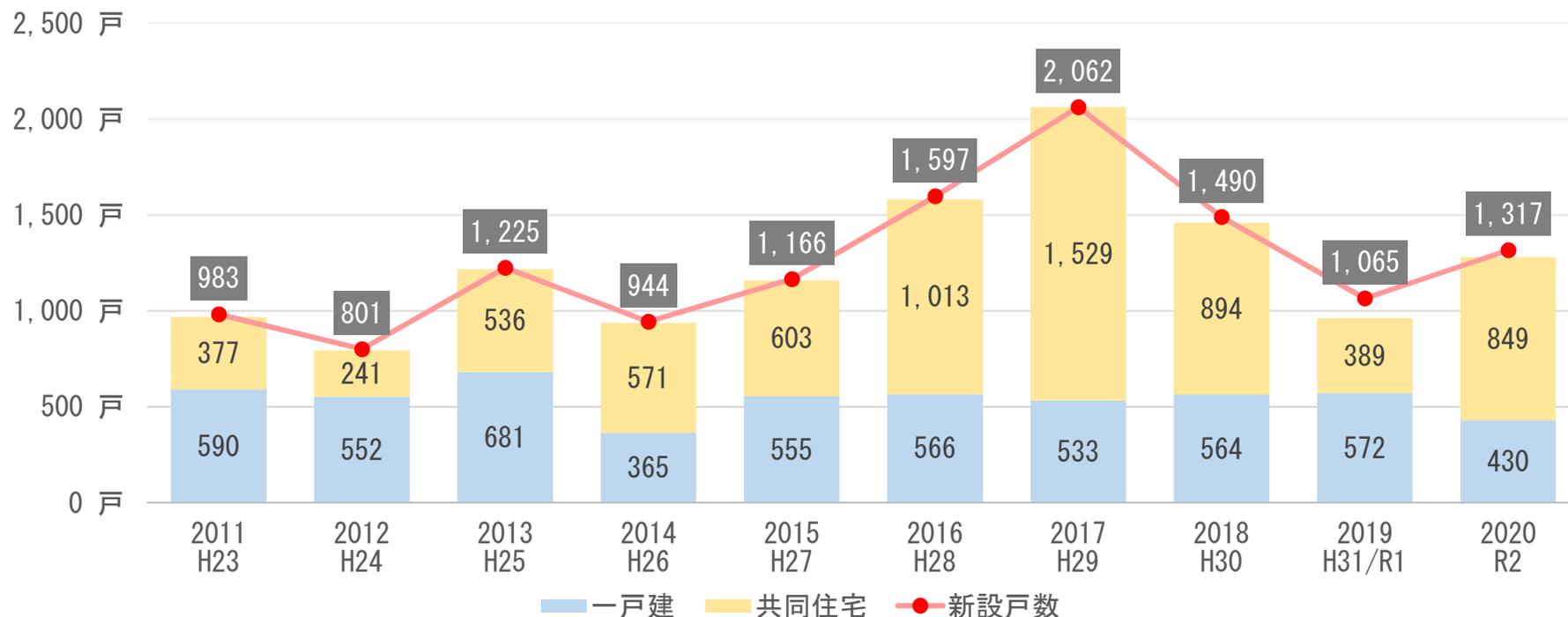


出典：海老名市住宅公園課調査（令和2年10月1日時点）

- どの地域も半数以上が築20年以上の住宅であり、特に大谷地域の住宅については、唯一7割を超えています。

3. 住宅の現状

(6) 海老名市の新設住戸の建て方別着工件数の推移

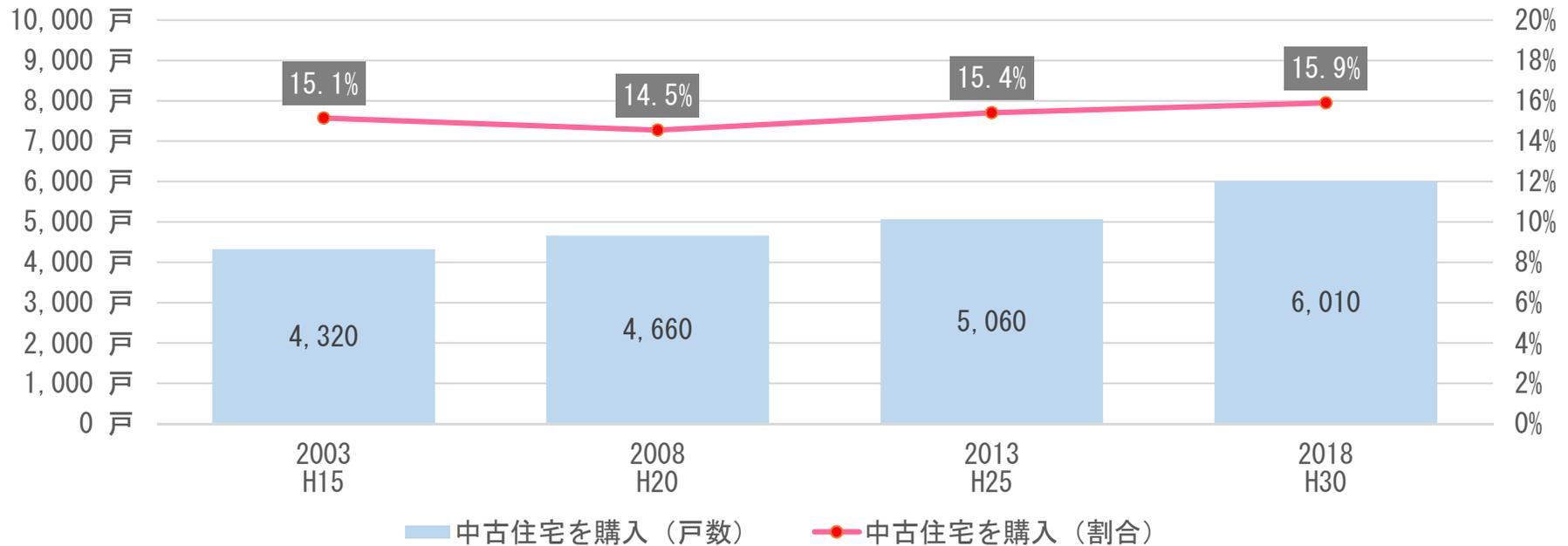


出典：建築着工統計調査

- 一戸建の新設住戸数は概ね年間500～600件で着工されています。共同住宅の新設住戸数は調査時期によって着工件数が大きく変動しています。

3. 住宅の現状

(7) 海老名市の中古住宅の取得状況の推移



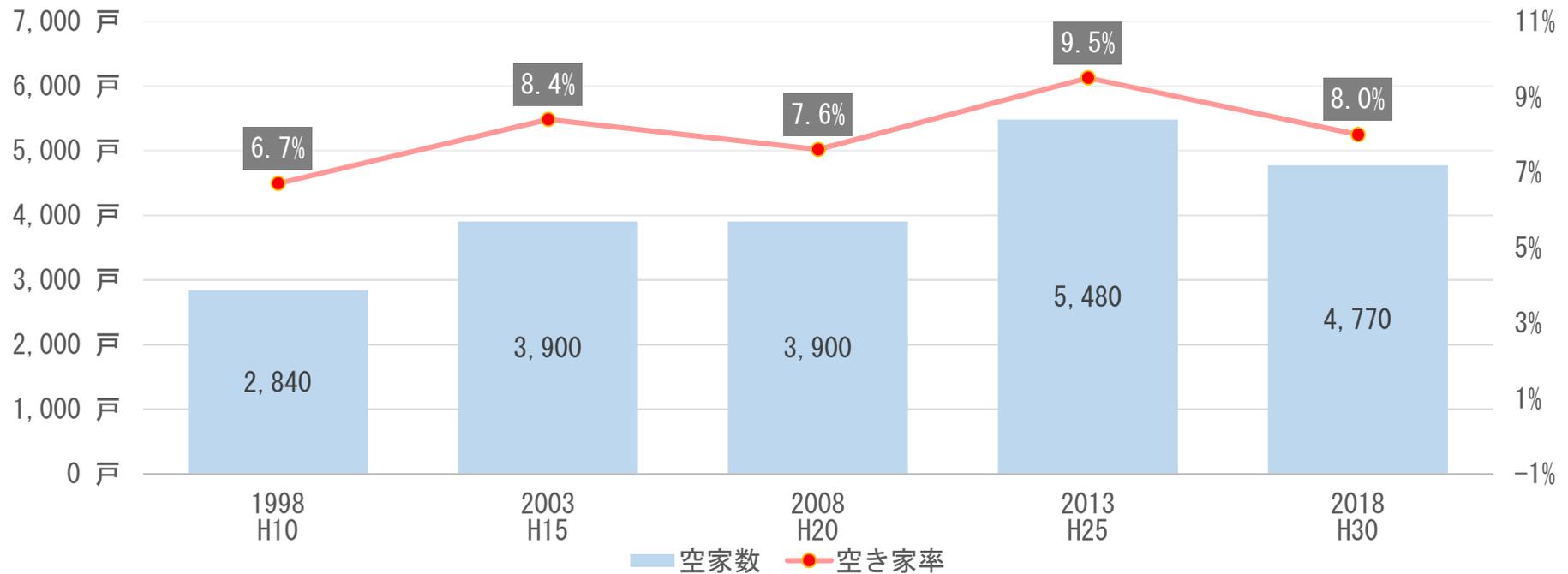
※ 中古住宅の購入 (割合) とは、持ち家の総数に占める中古住宅の購入 (戸数) の割合のこと

出典：住宅・土地統計調査

○ 持ち家の取得方法として、中古住宅を購入する戸数割合は増加傾向にあります。

3. 住宅の現状

(8) 海老名市の空き家数と空き家率の推移

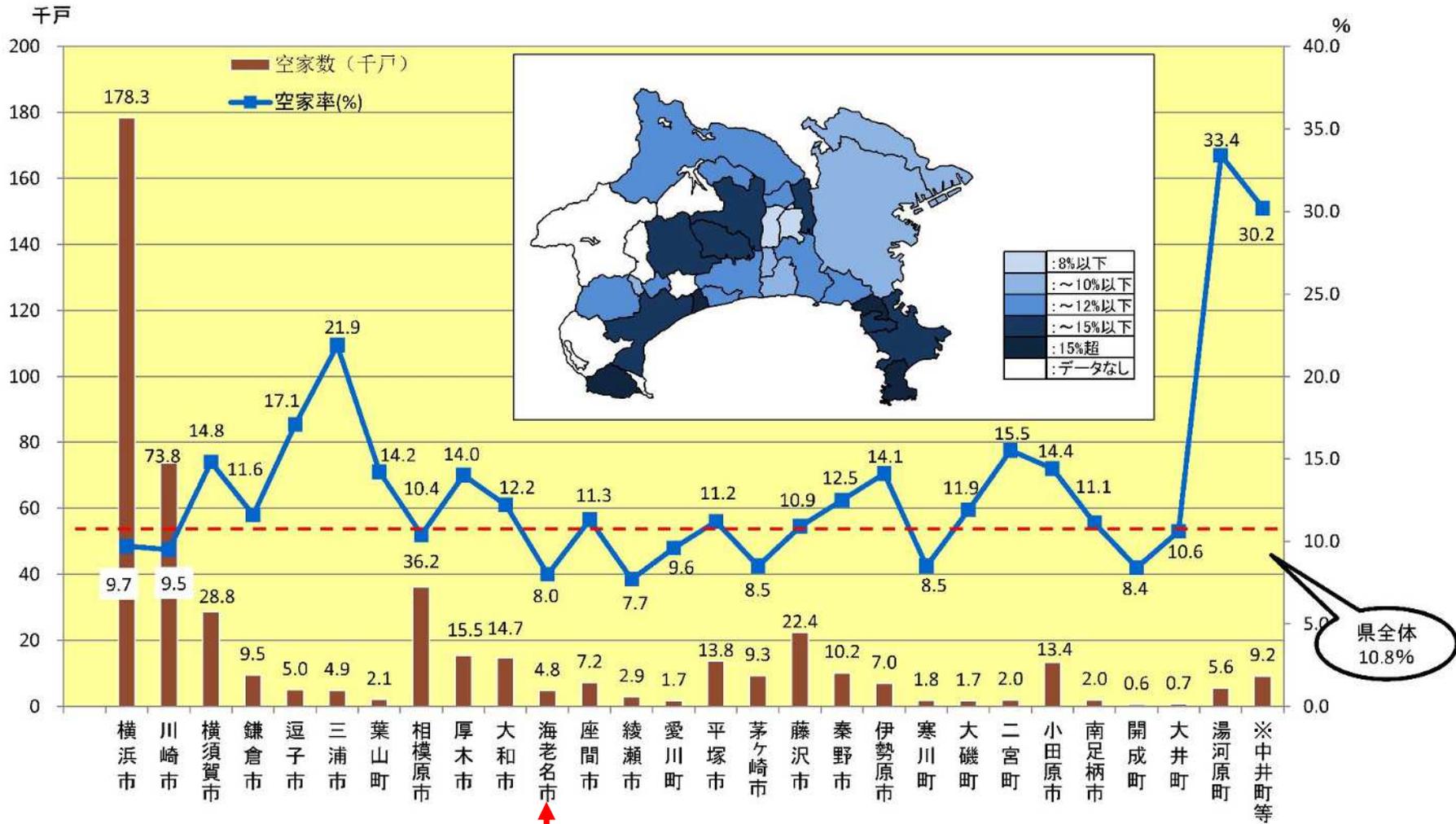


出典：住宅・土地統計調査

- 空き家数は増減しており、住宅の総数に占める空き家数の割合（空き家率）も増減しています。

3. 住宅の現状

(9) 神奈川県内の空き家数と空き家率の状況

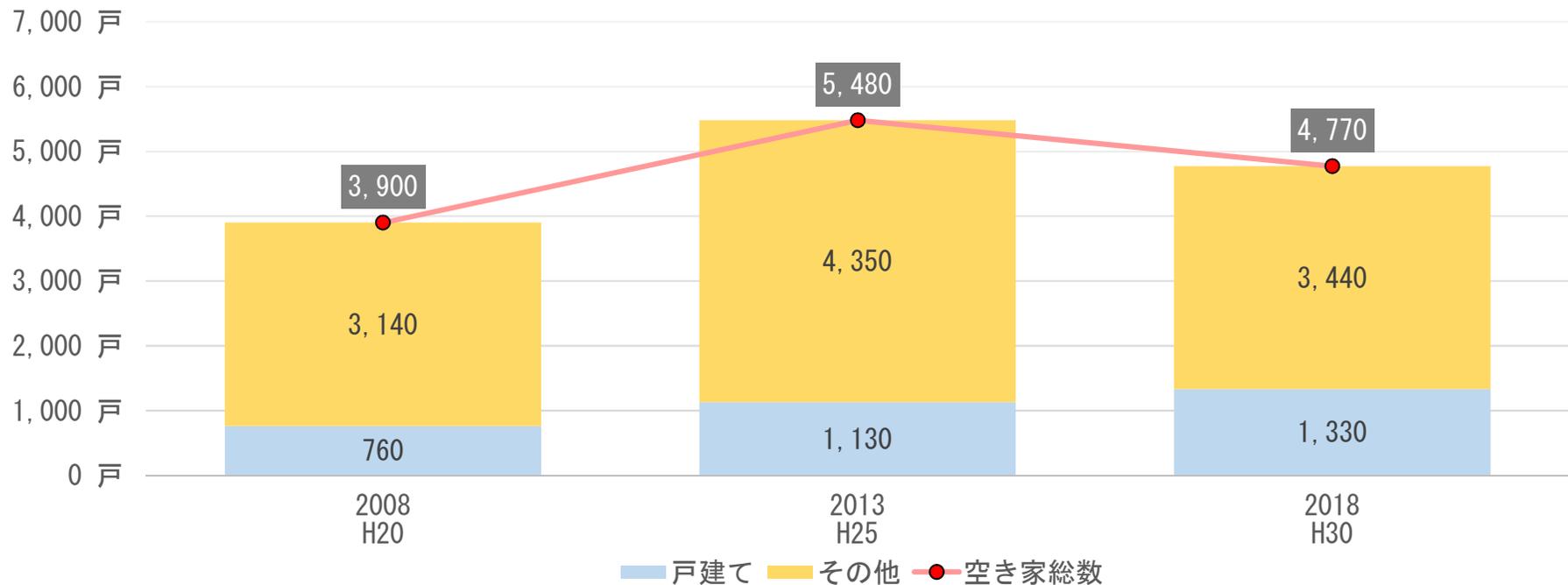


※中井町等(中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町及び清川村)は個別データがないため県合計からの差し引きにより求めている。

出典：神奈川県ホームページ（平成30年 住宅・土地統計調査より）

3. 住宅の現状

(10) 空き家の建て方別の推移

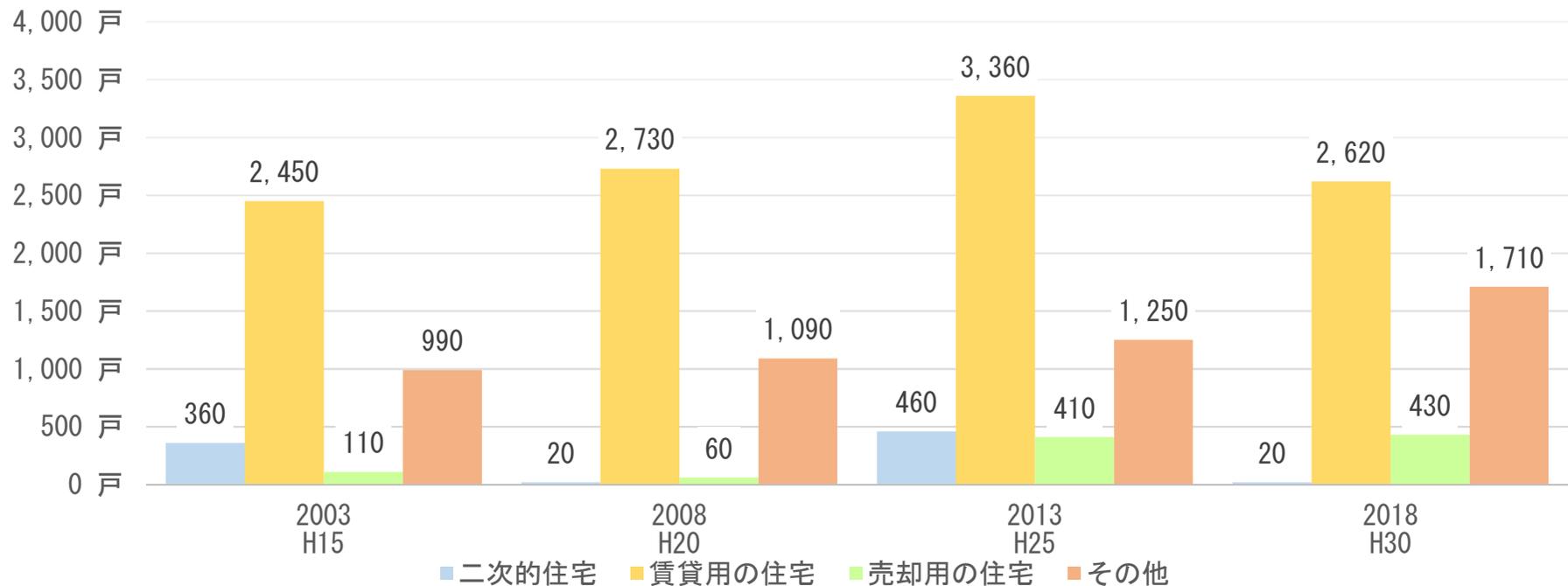


出典：住宅・土地統計調査

- 空き家の総数は2018（平成30）年で減少している一方、戸建て空き家数は年々増加しており、空き家総数の約2割となっています。

3. 住宅の現状

(11) 空き家の種類の推移

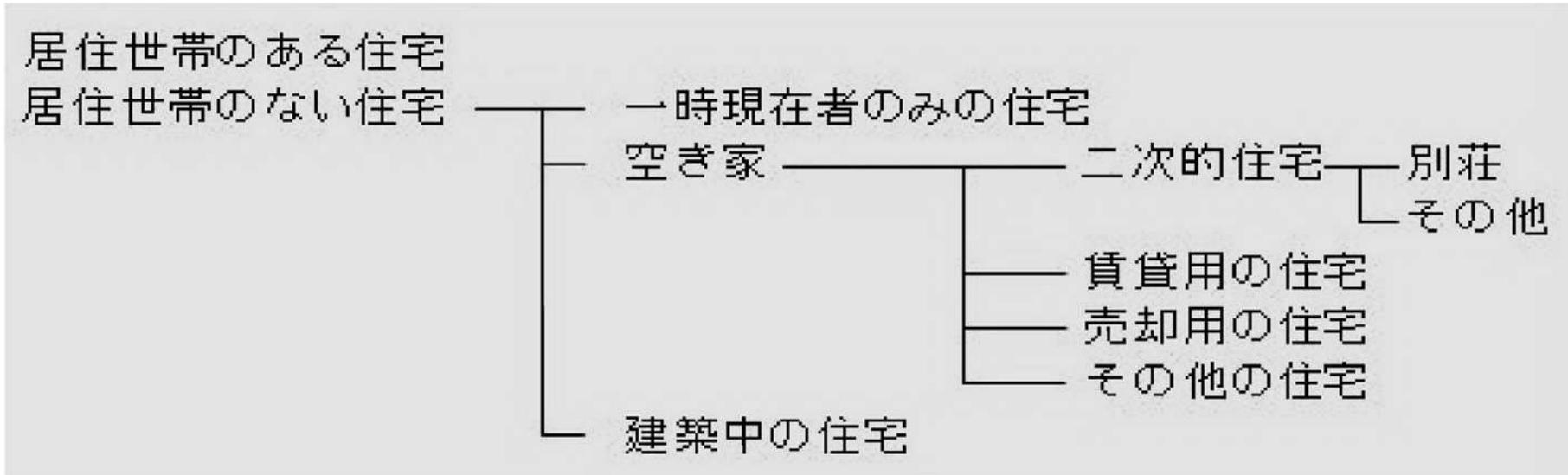


出典：住宅・土地統計調査

- 二次的でもなく、賃貸・売却でもないその他の空き家が増加しており、居住目的のない空き家が増加している傾向がみられます。

3. 住宅の現状

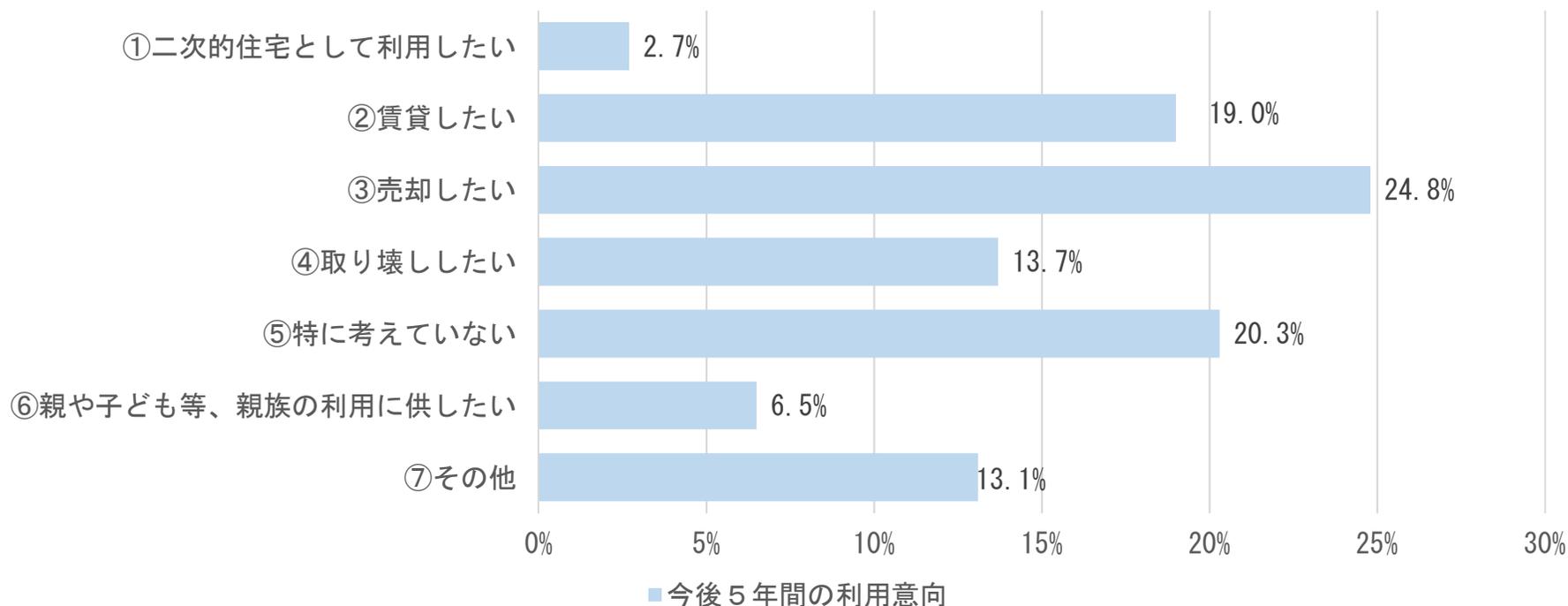
(12) 空き家の分類(住宅・土地統計調査による定義)



一時現在者のみの住宅	昼間だけ使用している、交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
空き家—二次的住宅	別 荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用され、ふだんは人が住んでいない住宅 その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときにたまたま寝泊まりしている人がいる住宅
空き家—賃貸用の住宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
空き家—売却用の住宅	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
空き家—その他の住宅	上記以外の人住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など
建築中の住宅	住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの

3. 住宅の現状

(13) 海老名市の空き家(一戸建)所有者の今後5年間の利用意向



※ 現地調査により空き家と判定した対象についてアンケート調査を行い、住宅の現在の利用状況として「日常的に居住している」及び「近いうちに居住する予定がある」と回答したものを除いた所有者（153名）を対象に、今後5年間の利用意向を調査したもの

出典：平成25年 海老名市住宅・土地利用状況調査

○ 二次的でもなく、賃貸・売却でもない④～⑦の割合は5割以上あり、利用目的が不透明な所有者が多いです。

3. 住宅の現状

(14) 地域別に見守り空き家数の推移



出典：海老名市住宅公園課調査

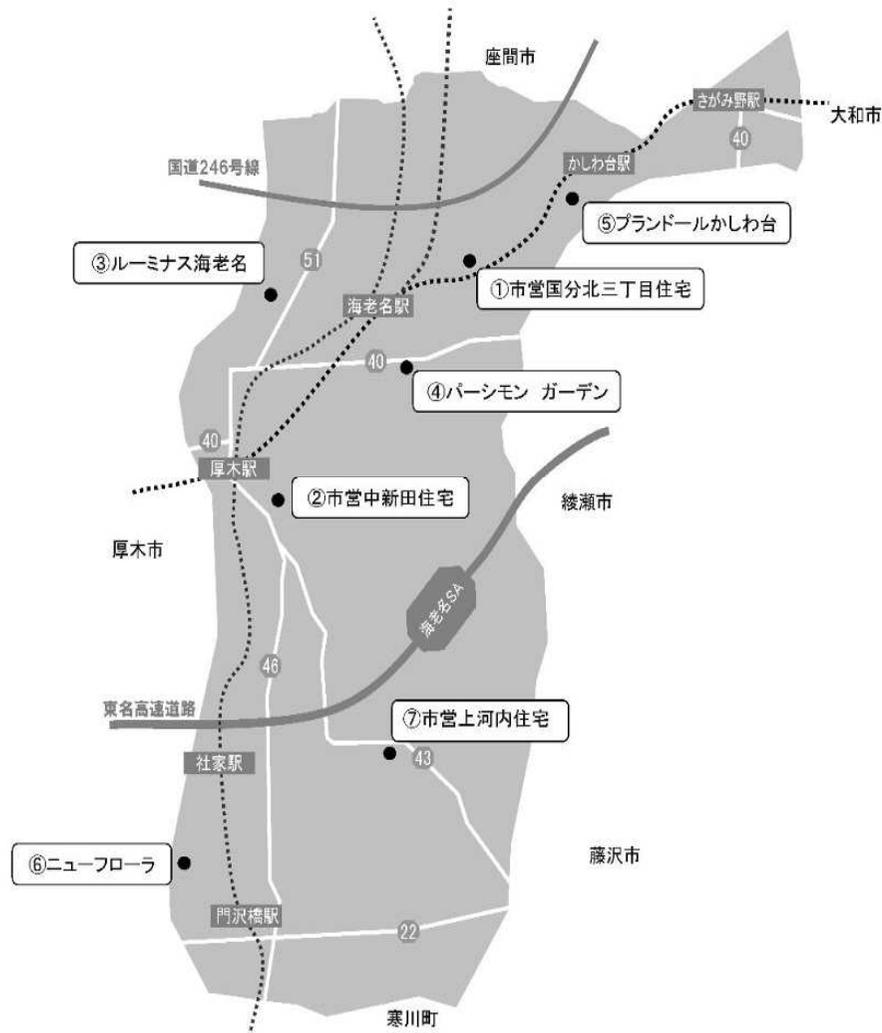
○ 全体的に減少傾向にあるものの、依然として大谷地域と南部地域の見守り空き家数が多い状況です。

1. 住宅マスタープランとは (P2-10)
2. 人口・世帯の現状 (P11-23)
3. 住宅の現状 (P24-38)
- 4. まちづくりの現状 (P39-45)**
5. 課題・目標の設定 (P46-53)

4. まちづくりの現状

(1) 公営住宅の設置状況

海老名市営住宅位置図



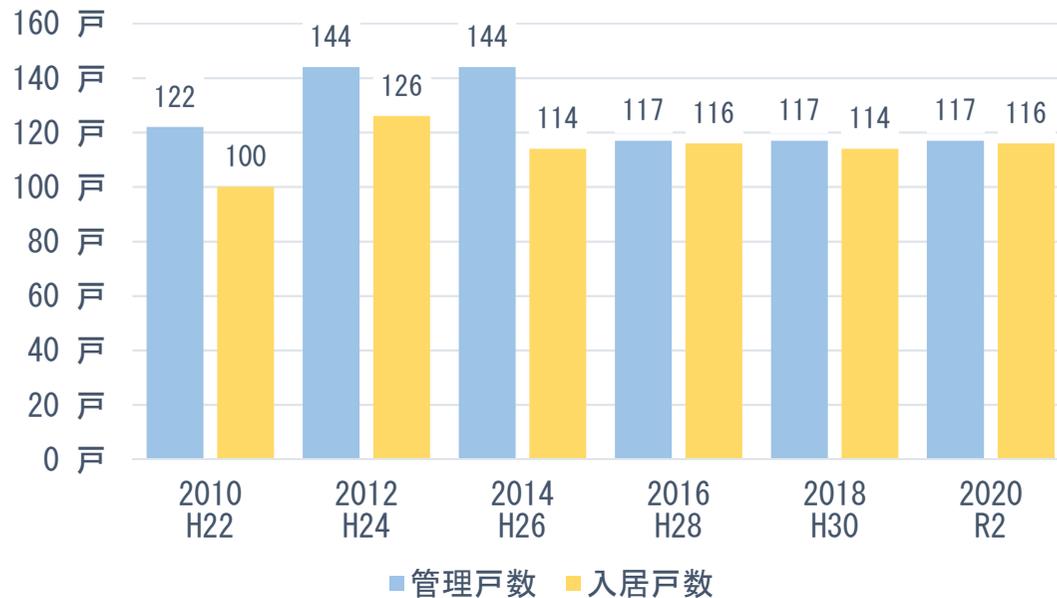
海老名市内県営住宅位置図



4. まちづくりの現状

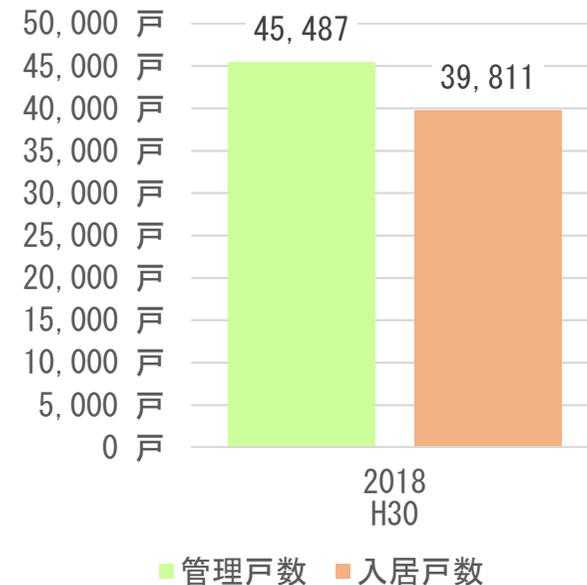
(2) 公営住宅の入居状況

市営住宅の入居状況の推移



出典：海老名市住宅公園課調査（4月1日時点）

県営住宅の入居状況

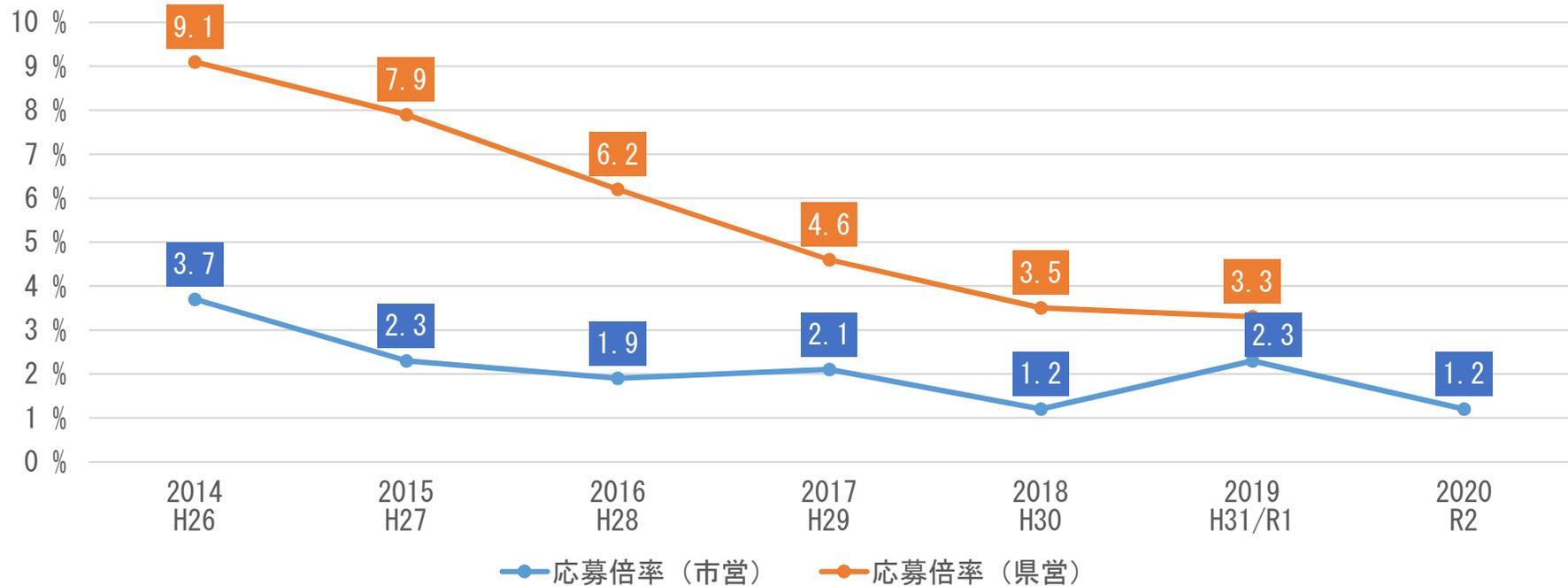


出典：神奈川県県営住宅 健康団地推進計画

- 2016（平成28）年以降、市営住宅の空き住戸はほとんどありません。県営住宅の入居率は約9割となっています。

4. まちづくりの現状

(3) 公営住宅の応募倍率

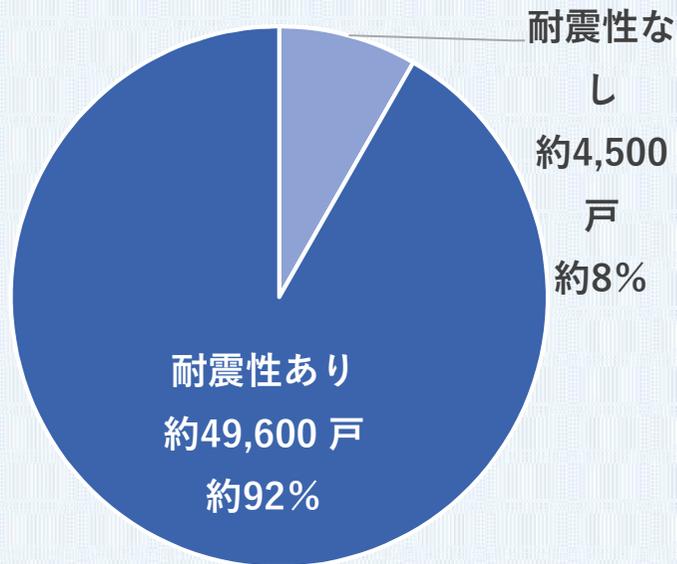


出典：市営→海老名市住宅公園課調査
県営→令和2年度版 かながわの住宅

- 県営住宅の応募倍率は急激に下降しており、市営住宅は低い水準で増減を繰り返しながら下降している傾向にあります。

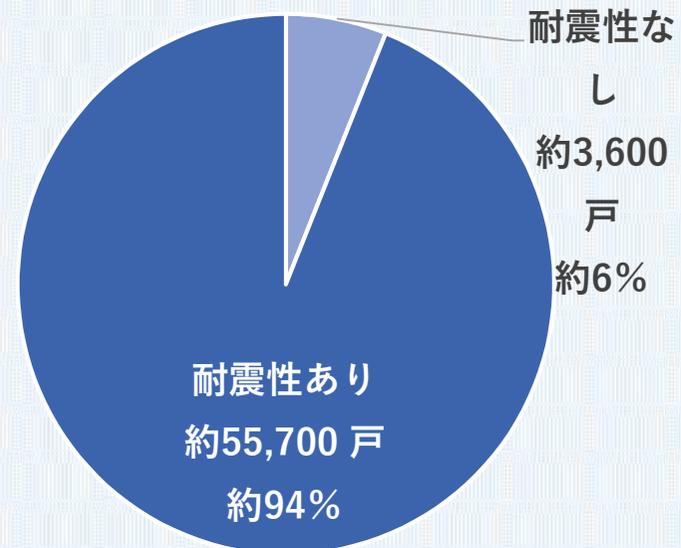
4. まちづくりの現状

(4) 海老名市の住宅における耐震化の推移



2015 (平成27) 年度

出典：海老名市耐震改修促進計画



2019 (平成31/令和元) 年度

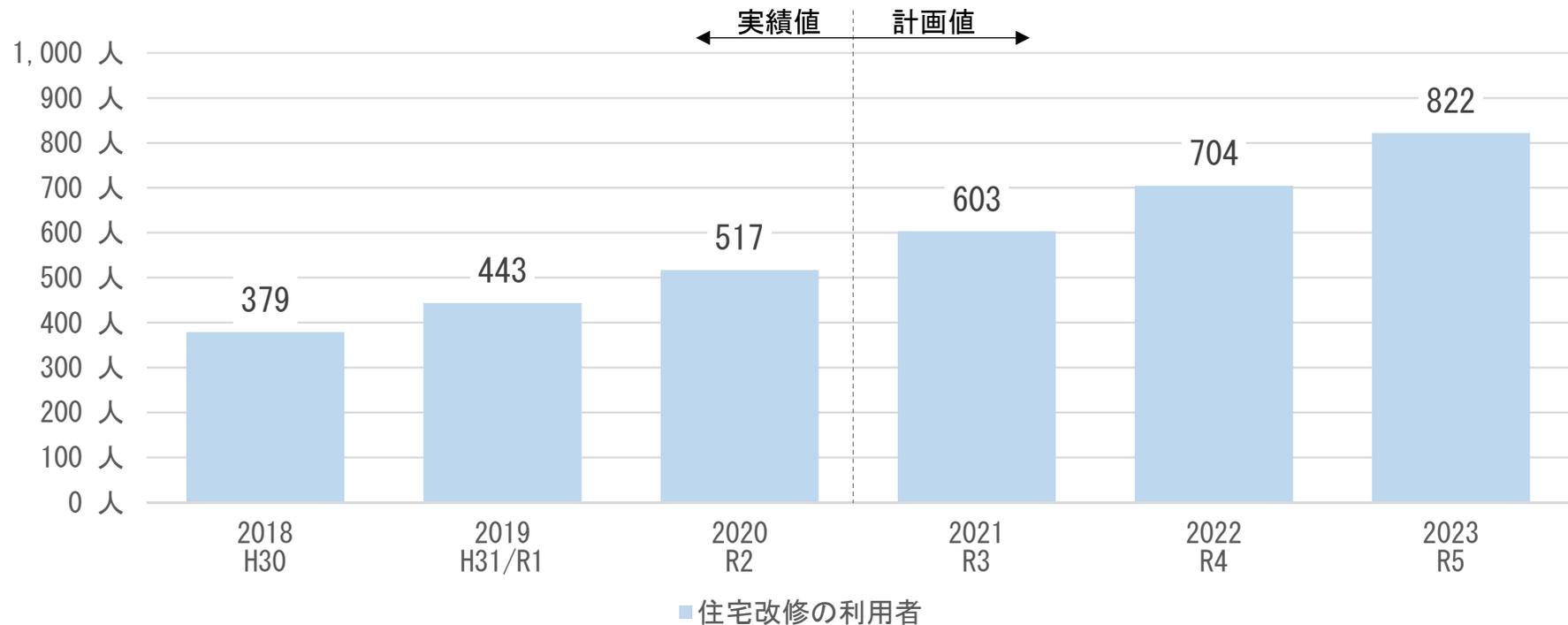
出典：海老名市まちづくり指導課調査

耐震化の基準について

宮城県沖地震（昭和53年M 7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。

4. まちづくりの現状

(5) 介護保険制度の住宅改修の利用状況の推移



出典：えびな高齢者プラン21【第8期】案（令和2年は見込値）

介護保険制度の住宅改修について

手すりの取り付けや段差の改修等、小規模な住宅改修に対して、上限20万円（うち自己負担1割、2割又は3割）まで住宅改修費が支給されます。

4. まちづくりの現状

(6) 海老名市の保育所数の推移



出典：2021年子育てガイドブックえびな健康だよりSUKUSUKU

- 民間の保育所等が年々増加しており、定員数については、2015（平成27）年と比べ約1.5倍となっています。

1. 住宅マスタープランとは (P2-10)
2. 人口・世帯の現状 (P11-23)
3. 住宅の現状 (P24-38)
4. まちづくりの現状 (P39-45)
- 5. 課題・目標の設定 (P46-53)**

5. 課題・目標の設定

(1) 課題の捉え方

- 海老名市の住宅と居住環境に関して、「人」「住宅」「地域」の3つの視点から課題を整理します。
- 人口・世帯の現況や将来的な展望、住宅を取り巻く住環境の変化などに対して、住生活に関するアンケート調査から見えてくる市民のニーズを踏まえ、住宅政策としての課題を整理します。
- 3つの視点が交じり合うことで、福祉や環境の側面からの課題も見えてくるため、住宅政策全般を対象とするマスタープランとして、関連する他部門の計画と連携して施策を推進します。

5. 課題・目標の設定

(2) 人・世帯の視点からの課題・目標

人・世帯の視点からの課題

- 市全体の人口は増加しているものの、増加の主な要因は転入増であり、出生数は減少しています。
- 高齢化の影響により、世帯の高齢化や単身高齢者世帯の増加など、住まいの形が変わってきています。
- 若者から高齢者まで、個々の事情にあった居住支援を検討していく必要があります。

5. 課題・目標の設定

(2) 人・世帯の視点からの課題・目標

基本目標 1 : 誰もが安心して快適に住める住環境の整備

基本方針

- ① 産み育てやすい環境の実現
- ② 高齢者が安心して住める暮らしの実現

基本目標 2 : 住宅確保要配慮者の安定した居住の確保

基本方針

- ① 市営住宅の安定した供給計画の推進
- ② 重層的な住宅セーフティネット機能の向上

5. 課題・目標の設定

(3) 住宅の視点からの課題・目標

住宅の視点からの課題

- 市内全体の住宅の老朽化も進んでおり、建て替えやリフォームなどの支援を積極的に実施する必要があります。
- 住宅ストックは一貫して増加している中、居住目的のない空き家も増加しているため、空き家の実態を把握し、適切に管理していく必要があります。
- 住宅ストックを活用した空き家の新たな利活用の検討を進めていく必要があります。

5. 課題・目標の設定

(3) 住宅の視点からの課題・目標

基本目標 1 : 多世代にわたり住める住宅ストックの形成

基本方針

- ① 良質な住宅供給
- ② 既存住宅の改修促進

基本目標 2 : 空き家の適正管理及び利活用の促進

基本方針

- ① 空き家の適正管理の促進
- ② 空き家の利活用の促進

5. 課題・目標の設定

(4) 地域の視点からの課題・目標

地域の視点からの課題

- 人口の減少や高齢化の進行は地域によって異なるため、地域の実情に合った住環境の整備が必要です。
- 大規模地震等の発生の切迫性が指摘されていることから、耐震対策をはじめ、災害に強いまちづくりを継続して推進していく必要があります。

5. 課題・目標の設定

(4) 地域の視点からの課題・目標

基本目標 1 : 地域の暮らしを支えるまちづくり

基本方針

- ① 持続可能な住環境の実現
- ② 地域の魅力の維持・向上

基本目標 2 : 大規模災害への備え

基本方針

- ① 災害対策の促進
- ② 災害時の住宅確保

資料2 【住宅マスタープラン（仮称）】住宅政策における3つの視点の施策展開

視点	課題	基本目標	基本方針
人・世帯	<p>市全体の人口は増加しているものの、増加の主な要因は転入増であり、出生数は減少しています。</p> <p>高齢化の影響により、世帯の高齢化や単身高齢者世帯の増加など、住まいの形が変わってきています。</p> <p>若者から高齢者まで、個々の事情にあった居住支援を検討していく必要があります。</p>	<p>(1) 誰もが安心して 快適に住める環境の整備</p>	① 産み育てやすい環境の実現
			② 高齢者が安心して住める 暮らしの実現
		<p>(2) 住宅確保要配慮者の 安定した居住の確保</p>	① 市営住宅の安定した 供給計画の推進
			② 重層的な住宅セーフティネット 機能の向上
住宅	<p>市内全体の住宅の老朽化も進んでおり、建て替えやリフォームなどの支援を積極的に行っていく必要があります。</p> <p>住宅ストックは一貫して増加している中、居住目的のない空き家も増加しているため、空き家の実態を把握し、適切に管理していく必要があります。</p> <p>住宅ストックを活用した空き家の新たな利活用の検討を進めていく必要があります。</p>	<p>(1) 多世代にわたり住める 住宅ストックの形成</p>	① 良質な住宅供給
			② 既存住宅の改修促進
		<p>(2) 空き家の適正管理及び 利活用の促進</p>	① 空き家の適正管理の促進
			② 空き家の利活用の促進
地域	<p>人口の減少や高齢化の進行は地域によって異なるため、地域の実情に合った住環境の整備が必要です。</p> <p>大規模地震等の発生の切迫性が指摘されていることから、耐震対策をはじめ、災害に強いまちづくりを継続して推進していく必要があります。</p>	<p>(1) 地域の暮らしを支える まちづくり</p>	① 持続可能な住環境の実現
			② 地域の魅力の維持・向上
		<p>(2) 大規模災害への備え</p>	① 災害対策の促進
			② 災害時の住宅確保

海老名市の住まい・住環境に関する

市民アンケートについてのお願い

日ごろから市政に対しご理解ご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

海老名市では、10年後の目指す姿として「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を掲げ、一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で「住みやすい」まちづくりに取り組んでいます。

そこで、住まいや住環境に関するご意見や将来の居住意向などをお聞きする意識調査を実施し、住生活に関する総合的な計画を策定するうえでの基礎資料として活用させていただきたいと考えております。

本調査は、20歳以上の市民の皆様の中から無作為に3,000人を抽出させていただき、ご回答をお願いしております。

なお、調査の回答方法は無記名とさせていただき、内容は統計的に処理され、調査の目的以外に使用することは一切ありません、

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

住生活に関する総合的な計画とは、住宅政策に関する基本的な考え方を「総合的」「体系的」に整理したもので、住宅に関する長期的な指針となる計画です。

また、策定する計画では、住まい・住環境に関する施策の基本目標とそれを達成するための施策の方向性などを定めます。

あなたや同居しているご家族についておたずねします。

問1：あなたの性別はどちらですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問2：あなたの年齢はおいくつですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 29歳以下 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 |
| 4. 50歳代 | 5. 60～64歳 | 6. 65～74歳 |
| 7. 75歳以上 | | |

問3：あなたのお住まいの地区はどちらですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 泉 | 2. 今里 | 3. 扇町 |
| 4. 大谷 | 5. 大谷北 | 6. 大谷南 |
| 7. 柏ヶ谷 | 8. 勝瀬 | 9. 門沢橋 |
| 10. 上今泉 | 11. 上郷 | 12. 上河内 |
| 13. 河原口 | 14. 国分北 | 15. 国分南 |
| 16. 国分寺台 | 17. さつき町 | 18. 下今泉 |
| 19. 社家 | 20. 杉久保 | 21. 杉久保北 |
| 22. 杉久保南 | 23. 中央 | 24. 中河内 |
| 25. 中新田 | 26. 中野 | 27. 浜田町 |
| 28. 東柏ヶ谷 | 29. 本郷 | 30. めぐみ町 |
| 40. 望地 | | |

問4：世帯の中の主な働き手の方の勤務地をお聞かせください。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|--------|------------|----------|
| 1. 自宅 | 2. 海老名市内 | 3. 県内市町村 |
| 4. 東京都 | 5. その他 () | |

問5：あなたが現在同居されているご家族は次のうちどれに該当しますか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|------------|---------------|
| 1. 夫婦のみ | 2. 夫婦と子ども | 3. 夫婦と親 (二世帯) |
| 4. 夫婦と子どもと親 (三世帯) | 5. 父子、母子 | |
| 6. 単身 | 7. その他 () | |

現在のお住まいについておたずねします。

問6：お住まいの住宅の種別は次のどれですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------------|------------|
| 1. 一戸建ての持家 | 2. 一戸建ての借家 | 3. 分譲マンション |
| 4. 民間賃貸共同住宅 | 5. 市営、県営の公営住宅 | |
| 6. その他 () | | |

問7：現在お住まいの住宅の建築時期はいつごろですか。

あてはまるものを1つ選び○をつけてください。

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 昭和55年以前 | 2. 昭和56年～平成12年以前 |
| 3. 平成13年以降 | 4. わからない |

問8：現在のお住まいでの居住年数はどれくらいですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1. 3年未満 | 2. 3～5年未満 | 3. 5～10年未満 |
| 4. 10～20年未満 | 5. 20～30年未満 | 6. 30年以上 |

問9：現在お住いの住宅でのリフォーム実施状況について伺います。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| 1. 実施済み | 2. 実施していない | 3. わからない |
| 4. その他 () | | |

問10：現在お住まいの住宅について、今後リフォームを考えていますか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| 1. 予定がある | 2. 予定がない | 3. 検討している |
| 4. その他 () | | |

問11：問10で、リフォームの予定がある、検討している方に伺います。

あてはまる理由選び、○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. 住宅の老朽化 | 2. 設備の老朽化 | 3. 親または子と同居 |
| 4. 子供の誕生や成長 | 5. その他 () | |

【リフォーム事例】

- ・屋根及び外壁の塗装、改修など住宅に関するもの。
- ・玄関扉及び窓（サッシ）の交換など建具に関するもの。
- ・浴室及びトイレの交換、システムキッチンの交換など設備に関するもの。

問14：問13で「1. 住み続けたい」以外を選んだ方がお答えください。

住み替える場合に希望する住宅の種別について伺います。

あてはまるものを選び、○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 一戸建て住宅 (購入新築) | 2. 一戸建て住宅 (購入中古) |
| 3. 一戸建て住宅 (賃貸) | 4. マンション (購入新築) |
| 5. マンション (購入中古) | 6. マンション (賃貸) |
| 7. UR・公社等公的賃貸住宅 | 8. その他 () |

問15：あなたは親世帯・子世帯の同居についてどのようにお考えですか。

あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 同居がよい | 2. 同居するが生活空間を分離した住宅がよい |
| 3. 同じ敷地内で別々の家に住むのがよい | |
| 4. 近居で別々に住むのがよい (徒歩圏内) | |
| 5. その他 () | |

問16：過去10年間に引っ越しをしたことのある方にお伺いします。

あてはまる理由に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| 1. 就職、就学 | 2. 転勤、転職 | 3. 結婚による世帯独立 |
| 4. 親、子供と同居 | 5. 子供の成長 | 6. 住宅が狭くなった |
| 7. その他 () | | |

空き家についておたずねします。

問17：空き家に対して感じる不安について、住宅の種別ごとに伺います。

あてはまるものを選び、○をつけてください。(複数回答可)

【一戸建て住宅】

- | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 1. 老朽化による倒壊 | 2. ごみ等の不法投棄 | 3. 火災 (不審火など) |
| 4. 草木の繁茂等による景観や住環境の悪化 | | |
| 5. 犯罪等治安の悪化 | 6. その他 () | |

【集合住宅 (アパート)】

- | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 1. 老朽化による倒壊 | 2. ごみ等の不法投棄 | 3. 火災 (不審火など) |
| 4. 草木の繁茂等による景観や住環境の悪化 | | |
| 5. 犯罪等治安の悪化 | 6. その他 () | |

住宅に関する取り組みについておたずねします。

問18：海老名市が今後取り組む住宅に関する施策について伺います。

それぞれの項目のあてはまる番号1つに○をつけてください。

【今後の住宅に関する施策】	必要がある	ややある	必要がない	わからない
1. 住宅の取得に対する支援	1	2	3	4
2. 住宅リフォームに対する支援	1	2	3	4
3. 耐震診断や耐震改修への支援	1	2	3	4
4. 親(子)世帯との同居・近居支援	1	2	3	4
5. 新婚・子育て世帯への居住支援	1	2	3	4
6. 高齢者・障がい者への住まいに関する支援	1	2	3	4
7. マンション維持・管理への支援	1	2	3	4
8. 空き家解体への支援	1	2	3	4
9. 空き家活用への支援	1	2	3	4
10. 市営住宅など公的住宅の供給	1	2	3	4
11. 新規住民の流入促進	1	2	3	4
12. 若年層の定住促進	1	2	3	4
13. 住まいに関する相談、情報提供	1	2	3	4
14. 新たな住宅地の整備	1	2	3	4

その他、海老名市における住まいに関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

○海老名市住宅政策審議会条例

平成30年 6 月19日
条例第34号

海老名市住宅政策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市住宅政策審議会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、海老名市住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 住宅政策に関すること。
- (2) 市営住宅の管理、運営、活用及び入居者管理に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 市民
- (5) 前各号のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(海老名市市営住宅運営審議会条例の廃止)

2 海老名市市営住宅運営審議会条例（平成9年条例第25号）は、廃止する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2市営住宅運営審議会委員の項中「市営住宅運営審議会委員」を「住宅政策審議会委員」に改める。

(海老名市市営住宅条例の一部改正)

4 海老名市市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 住宅政策審議会 海老名市住宅政策審議会条例（平成30年条例第34号）の規定により設置された審議会をいう。

第9条第3項中「市営住宅運営審議会」を「住宅政策審議会」に改める。

住 宅 政 策 審 議 会 委 員

	役 職	委 員 氏 名
会長	1 【学識経験者】 海老名市社会福祉協議会会長	マエダ ヨウコ 前田 洋子
	2 【学識経験者】 海老名市建築職組合組合長	カミドウゾノ カズノリ 上堂 蘭 和則
	3 【学識経験者】 神奈川県建築士事務所協会 海老名支部支部長	クズノ コウジ 葛野 耕司
	4 【学識経験者】 宅建協会 県央東支部支部長	アイハラ キョウコ 相原 京子
	5 【学識経験者】 元市議会議員	ウジケ ヤスタ 氏家 康太
副会長	6 【学識経験者】 大学特任准教授	ゴトウ ジュン 後藤 純
	7 【弁護士】 市顧問弁護士	ハンダ ケンジロウ 橋田 健次郎
	8 【司法書士】 司法書士（神奈川県司法書士会）	カモシダ カツノリ 鴨志田 勝則
	9 【市民】 市民公募委員	エンドウ ハルオ 遠藤 治夫

任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日